

戦前期上海における日本人居留民社会と排外主義 1916～1942（下）

—『支那在留邦人人名録』の分析を通じて—

Japanese Small Business in Shanghai and their Chauvinism 1916～1942

— An Analysis on “Directory of Japanese Residents in China” —

山 村 睦 夫

Mutsuo Yamamura

【目 次】

はじめに（課題と限定）

1. 上海日本人居留民社会の形成と構成
2. 「土着派」居留民零細層の動向と特質
3. 「土着派」中堅層の実態と性格（以上、前号）
4. 「土着派」居留民と排日運動への対応（以下、本号）

むすび

【キーワード】

上海事変、土着派居留民、排日運動、復興資金、排外主義

4. 「土着派」居留民と排日運動への対応 —居留民と国家

前章まで、上海日本人中小商工業者の動向と特徴を土着派居留民零細層と土着派中堅層に焦点を合わせながら検討してきた。この章では、満州事変後における居留民各層の排日運動さらに第一次上海事変への対応を中心とした社会的活動について検討したい。

4.1. 第一次上海事変と居留民各層の対応 —武力発動と居留民

1931年9月、満州事変が関東軍によって引き起こされると、中国各地で排日・抗日の運動は急速に拡大し、上海においても従来にも増して激しく排日運動が広がっていった。それは、日貨排斥の局面だけをみても①中国商人の積極的参加、②婦女子の参加、③日本産の原料品・生活必需品等

の排斥、④中国銀行の日本人銀行との取引停止、⑤日中個人間の往来断絶、⑥日本人に対する中国産品の売渡禁止、⑦日本人企業の買弁その他被備者の離職強制など、以前の排日と較べてより多面にわたり、質を異にする激しいものであった⁴⁷⁾。

日本側への影響をみるために、まず事変勃発の1931年下半期の輸出入貿易額を前年同期と比較すると下記のようなになる。

	1930年下期	1931年下期	増減
中国	114,030千円	62,485千円	45.2%減
うち中部	71,720千円	36,380千円	49.2%減

前年に較べ、対中国全体では45.2%、上海港を中心とする中部地域では49.2%と一気に半減している⁴⁸⁾。また、上海港への輸入額の国別シェアでも日本は1930年の19%から31年の14%へ大幅に下落している（これに対し米国は25%から31%へと上昇し日本のシェアを吸収する形となっている）。さらに、日本人企業への影響に関しては、上海への日本の総投資額約3億8,000万

表 4-1 満州事変後における上海日本人居留民の抗日運動への対応

年月	経済団体	居留民
1911	上海日本人実業協会設立 (1919年商業会議所に改称)	(1908年上海居留民団結成)
1915	上海実業有志会設立	
1917		
1924		
1925	在華紡績同業会設立。上海工業同志会設立	7.15 民団, 陸戦隊増派を要請
1926		
1927		
1928	商議を中心に排日運動対策として金曜会設立	5.20 帝国在郷軍人会上海支部発足 (300名)
1929		
1930	4.3 上海日本人実業協会結成	
1931	8.11 商議, 排日貨運動に関し外相宛請願 9.26 商議, 外相宛第一次建議書 9.29 商議, 外相宛第二次建議書 10.3 商議, 外相宛第三次建議書 10.6 工業同志会, 工場閉鎖決議 12.1 上海商工連合会結成 12.8 内外綿頭取等, 税関差押案など外相宛具申	9.19 総領事館, 時局委員会組織 10.10 第1回上海居留民大会開催 11.1 長江流域日本人連合大会 12.6 全支日本人居留民大会 12.14 民団, 工部局に学校補助金申請
1932	1.22 商議, 日本政府等宛自衛権行使要望 1.24 在華紡工場一斉休業声明 (1.29実施) 1.29 商議, 商社・銀行・紡績で義勇後援会結成 4.1 商工連合会, 事変善後策について活動開始 5.20 金曜会, 抗日運動禁止方申入れ請願	1.9 民団, 民国日報「不敬」事件に付抗議 1.20 第2回上海居留民大会開催 1.20 閉会後一部参加者民衆大会実行委結成 1.23 民衆大会実行委員会, 強硬声明 1.25 居留民団, 陸戦隊と協議 1.27 居留民大会実行委, 陸軍出動要請 1.28 民団立学校一斉休校 (4.11再開) 1.28 義勇団日本隊, 在郷軍人会非常集合 2.23 時局委代表 (福島・米里) 大規模増兵要求 2.27 臨時居留民会 (20万ドル団債可決)
1933		3.18 民団, 戦没軍人・殉難者慰霊祭 10.31 上海神社遷宮式
1934	11.17 日本人不動産所有者連合会結成	
1935		
1936	12.12 商議, 対支輸出補償につき陳情	
1937	3.11 在華日本商工会議所連合会開催	8.13 時局委員会緊急会議
1938		1.28 社会課を設置 (就職・家屋紹介等)
1939		
1940		
1941		11. 各路連合会, 居留民団に統合 11. 上海自警団結成式

出典：上海居留民団『上海居留民団35周年記念誌』, 同『上海日本人各路連合会の沿革と事蹟』, 同『上海事変誌』, 上海日本商工会議

各路連合会	総領事館, 陸・海軍	備考
6 町内会が町内連合会を組織 (常任幹事林雄吉)		21ヶ条批判抗日運動
7.3 12町内会で上海日本人町内連合会結成		1919年山東事件
9.15 町内会, 陸戦隊・義勇隊向慰問袋募集	9.4 龍田艦入港 (陸戦隊 200人)	江・浙両軍衝突, 9.15 第2次奉直戦争開始
6.4 町内連合会, 自衛行動相談会 上海日本人各路連合会と改称 (40町内会)	6.3 堅田・伏見・勢多艦陸戦隊 60名上陸 7.8 龍田艦入港, 陸戦隊 200人上陸 総領事, 町内会加入の諭告	2.9 内外綿スト開始 5.30 5.30事件
9.9 工部局に日本人巡査増員を請願 (現行 70名) 11.26 上海市参事会日本人委員の増員運動開始		
4.15 小学児童登下校時陸戦隊・義勇隊ともに警護 4.12 町内連合会を解散し各路連合会に統一	3.21 海軍陸戦隊 1,100名上陸 4.1 八雲艦上海派遣 (陸戦隊 500名) 5.8 総領事館, 各路連合会加入に関する布告	4.12 上海, 蒋介石クーデター。13 大東・上海銀行休業 6.1 山東出兵。7.7 東方会議後, 対支政策綱領発表 5.3 濟南事件。6.4 張作霖爆殺
7.18 工部局電話度数制に関し参事会に意見陳述 11.12 工部局に日本人巡査採用要請 民団立学校への教育補助金を工部局に要求		
1.25 年賀状不能配達分 4,800通を受取配達	8.5 長江沿岸居留民保護のため輕艦等入港	5.26 日中関稅協定調印, 1.11 金解禁実施
9.21 各町会長宛に時局に関する通達 9.22 臨時総会開催 9.24 郵便物取扱に関し郵政当局に抗議 10.14 本館内に情報部特設 (排日運動対応) 10.23 救済調査 (補助策につき協議)	9.28 対馬艦入港 (第一遣外艦隊増援) 10.10～11 常盤艦・天龍艦入港, 陸戦隊 223名上陸 11.22 公使館付陸・海軍武官, 經濟封鎖主張	7.1 万宝山事件 9.18 満州事変勃発 12.13 金輸出再禁止
1.15 「不敬」記事につき緊急総会開催, 抗議決議 1.22 工部局宛「不敬」事件・日本人負傷事件で要求書 1.29 各町内会, 時局奉仕団組織 1.29 同, 自警団組織 5.11 派遣軍引揚げにつき緊急会議	1.10 総領事, 市政府に民国日報「不敬」記事抗議 1.13 総領事, 再度市政府に強硬抗議 (1.16 交渉) 1.20 第一遣外艦隊司令官, 上海市長宛声明 1.21 総領事, 上海市長に抗日団体解散等要求 1.23 大井艦他急航, 陸戦隊上陸 1.25 海軍省, 実力発動の根本方針決定 1.27 総領事, 市長宛最後通牒。海軍当局, 声明 1.28 陸戦隊一斉出動, 帝国政府声明 (1.29) 2.7 陸軍部隊上海上陸。帝国政府声明 2.14 陸軍第9師団上陸 5.1 上海派遣軍帰還命令 (3.3 日本軍停戦)	1.9 民国日報, 桜田門事件「不敬」報道 1.11 上海市長, 日報側に侮辱の意思なしとの回答 1.16 民国日報, 紙上に陳謝声明掲載 1.18 日蓮宗僧侶ら襲撃事件 (田中隆吉武官関与) 1.20 上海青年同志会, 三友実業社襲撃事件 1.24 上海市民連合会 (中国) 大会開催 1.28 上海市長, 要求全面承諾を回答 (午後3時) 1.28 工部局, 戒嚴令を布告 (午後4時) 1.29 上海事変勃発 (午前零時) 1.30 国際連盟, 上海実情調査委設置決定 3.1 満州国建国宣言 8.27 閣議「国際関係より見たる時局処理方針」決定
8.28 各路連合会を民団下に統一すべしの輿論	10.29 陸戦隊兵舎落成式	
8.14 越境道路問題に関し, 総領事館に建議陳情	4.10 第3艦隊艦旗出雲入港	9.11 上海銀行取付 12.7 外務・陸・海省「対支政策に関する件」決定
7.2 新生「不敬」記事に関し居留民代表総領事申入 市参事会選挙で日本人増員運動 (失敗)	7.3 新生事件のため第3艦隊上海待機	10.4 外・陸・海相「対華政策に関する諒解」成立 8.7 首・外・陸・海相「帝国外交方針」決定
		7.7 盧溝橋事件, 11.6 日独伊防共協定 10.1 首・外・陸・海相「支那事変対処要綱」決定 12.16 「上海方面に於ける帝国の經濟權益設定策」
		11.7 北支那開発・中支那振興会社開業 12.16 興亜院設立
12.5 英人国旗侮辱事件に関し, 居留民大会開催 4 各路連合会拡充のため区制復活 11. 日本人納税者会議設立 1. 林雄吉, 納税者大会で発砲 (逃亡後自首)		10. 支那派遣軍總司令部開設 3.30 汪兆銘, 中華民國政府 (南京) を樹立 9.27 日独伊三国同盟調印 11.13 御前会議「支那事変処理要綱」決定 12.8 日本, 対米英開戦

所『経済月報』, 外務省『日本外交年表並主要文書下』, 同『日本外交文書』, 軍令部『昭和六・七年事変海軍戦史』巻2。一部外務省記録で補填。

両（うち紡績業約1億7,000万両、なお、1930年1両=約1.32円）、日本人経営工場数157工場（うち紡績工場数21）、雇用日本人数2,632人、同中国人数7万2,428人という資本進出の状況にあって、貿易および関連企業の1931年7月～32年3月末の損失額は、約4,000万円と見積もられている（人命・財産への直接被害および売掛金・営業費その他諸経費をのぞく）。そして、全体として「在支邦人商工業者ハ規模ノ大小ニ論ナク齊シク取引ノ途絶金融ノ硬化資金ノ枯渇等ニ累セラレ莫大ノ損害ヲ蒙リ之カ為経済的ニ甚タシキ苦境ニ陥リタル」と、その状況が報告されている⁴⁹⁾。

なお付言すれば、上海事変時の中国側の被害は、戦闘区域内工場579軒中の約半数が被害を受け、商店1万3,000軒の約70%に損害、小中中学校238校が被災、閘北-江湾間の火災による民家の80%毀損など、全市の工場・商店・住宅等損失約16億元、工人失業25万人、市民死亡6,080人とされている⁵⁰⁾。

満州事変後の排日は激しく、経済面だけでなく日本企業や日本人居留民に対する各種攻撃や暴力行為なども拡大し、日中両国民衆相互の対立感情や排外主義意識をかつてないほど高めており、日本人居留民は、1931年10月10日第1回上海居留民大会、11月1日長江流域日本人連合大会、12月6日全支日本人居留民大会と、次々に数千名を結集した大会を開催した。そして翌1932年に入ると、後述する『民国日報』（以下『』を外す）の「不敬」記事問題（1月9日掲載）、日蓮宗僧侶・信徒等への暴行および復讐事件（1月18～19日）を契機に、日本人居留民の排日・抗日運動に対する反感や憎悪を一気に高潮させていった⁵¹⁾。その昂揚状況は、1月20日に2,000名を超える人々が参集した第2回上海居留民大会における大会決議の「不敬事件に次ぐに邦人殺傷事件を以てし、今や抗日暴状其の極みに達す、帝国政府は最後の肚を決め、直に陸海軍を派遣し、自衛権を発動して、抗日運動の絶滅を期すべし」⁵²⁾とのきわめて強硬な文言からも窺える。この大会決議は、前回12月6日の全支日本人居留民大会の決議が、総領事館の内面指導もあって、会社派

メンバー主導の欧米列強などとの関係にも配慮した、慎重で比較的抑制的なものであったのに対して、重要な姿勢転換を示すものであった⁵³⁾。さらに大会終了後、興奮した大会参加者500名は大挙して総領事館および陸戦隊本部に隊伍を組んで押しかけ、村井総領事や鮫島陸戦隊指揮官に強硬な対応を迫る行動に及んでいる。

日毎に高まる居留民の激昂と日中民衆間の緊張の高まり、兵力増強の動きの一端は表4-1（居留民欄、領事館・陸海軍欄）からも窺えよう。1月21日には、村井総領事は呉鉄城上海市長に対し、民国日報「不敬」記事と暴行事件への謝罪、被害者への賠償、抗日会の解散・取締など4項目の要求を提示し、同27日には再び上海市長宛にそれへの回答を28日までの期限付で要求するに至っている（最後通牒）。日中両国間の厳しい緊張関係のなかでの最後通牒提出に至る背景については後述するが、日本側の最後通牒に対し、1月28日午後、呉上海市長から全要求項目受入れの回答がなされた。この時点で、閘北地区や北四川路付近に兵の配備を強化していた中国第十九路軍と日本海軍陸戦隊との軍事衝突は一時回避される可能性も生じたが、現実には28日深夜11時半頃、上海市政府への警備線進出予告とほぼ同時に戦闘装備を整えた陸戦隊が兵員移動を開始し、それを契機に29日零時頃両軍の軍事衝突が始まり激しい市街戦を伴う戦闘行動が展開、ここに上海事変が勃発した⁵⁴⁾。

上海事変の1月下旬から3月初旬にかけての経過については白井勝美『満州事変』に詳しく、また事変時における日本人居留民の動向-後方から前線に至る戦争への関与、住民惨殺を含む加害の諸側面-については、高綱前掲書（142-153頁）で多角的に論じられている⁵⁵⁾。したがって本稿では、屋上屋を重ねるのは避け、以下、居留民各層の排日運動への排外主義的対応および軍事力発動・戦争行動に対する姿勢に焦点を合わせ検討してゆくこととしたい。

(a) 土着派居留民下層

満州事変以後急速に拡大した排日運動は、上海

日本人社会に遍く影響を与えたが、なかでも居留民底層は直ちに生活自体が深刻な困窮状態に追い込まれた。その状況の一端を、1931年10月23日付の村井上海総領事発幣原外相宛電報は「今次既ニ日常ノ衣食ニ窮スルモノ続出シ之ヲ放置セハ抗日会ニ対スル憎悪復讐ノ念ニ駆ラレ如何ナル所業ニ出ツルヤモ計ラレス」と伝えている⁵⁶⁾。

さらに同年12月11日の村井総領事発幣原外相宛電報では、より具体的に「対日経済絶交ノ結果商工業者ノ業務縮少、店舗・工場ノ閉鎖等ニ依リ被雇人職工等ノ失業者ハ十月初メ頃ヨリ漸次増加シ同中旬頃ニハ日常ノ衣食ニ窮スル者在来ノ失業無職者ト合セ約二百名ヲ算スルニ至レリ」と困窮居留民の状況を報告している。また、「同路（北四川路一引用者）ヲ中心トスル日支人間ノ空気ハ日増シニ險悪ノ度ヲ加ヘ…十月十一日居留民大会後ノポスター剥取事件ヲ端緒トシテ其後十七日工部局武装露人義勇隊出動スルニ至ル迄殆ント毎夜何等カノ日支人衝突事故発生シ…以テ一般邦人ノ抗日団体ニ対スル反感ハ遂ニ尖鋭化セサルヲ得サルニ至ル」と、日本人居留民と中国人住民との間の緊張関係の増大や連夜の暴力的衝突の発生についても言及している。同時に「所謂邦人窮民中ニハ血氣無慮ノ職工級ノモノ多数含マレ居ル関係モアリ同志ヲ糾合シテ暴力団ノ如キモノヲ組織シ抗日団体ニ反撃ヲ加ヘ鬱憤ヲ晴ラント企図スル者サヘ生スルニ至レリ」と述べ、生活の困窮と展望が見えないなかで抗日運動への反感を募らせ暴力行動に走ろうとする集団への警戒感をも示している⁵⁷⁾。

こうした経営困難に陥った零細業者や職を失った従業員など居留民底層の窮民化と、彼らのなかに生じ始めた排外主義と暴力的行動への傾斜は、その後も激しくなっている。その事例を、1932年1月20日の第2回上海居留民大会後の激昂した大衆デモの参加者約500人により結成された有志大会実行委員会の動きにみる事ができる。居留民大会後に自然発生的に居留民の過激な請願行動が起き、それを抑えようとした大会議長林雄吉（各路連合会会長）の制止を越えて選出された組織がこの実行委員会であるが、同委員会は、翌

21日に武力行使を求める激的な声明書を発している。その一部を以下に引いた。

天人共に許さざる今回の民国日報社不敬事件に総領事の徒らに穩便なる解決に墮せるは我等居留民の憤懣に堪へざる処にして断じて許容をなさず
…三友実業公司工人が…日蓮宗教徒の無抵抗に乘じその生命に危害を与へたるに対しては我が居留民は断固として許容せず、…（外交上の）月並の不渡手形によって国民を瞞着せんとする外交を信頼する能はず …帝国政府の無気力に対しては洵に慨嘆に堪へざるところのみならず、実力発動の「きっかけ」としても数フィートの鉄道線破壊より此の不敬事件此の生命の傷害が遥かに重大にして事既にその必要を見るにも拘はらず もし帝国政府に於て此の際毅然として起つに非ざれば吾人は民衆の自力を以て敢然起ち…（抗日会、市政府、民国日報社に対し一引用者）断乎たる行動に出ざるを辞せず（以下略）⁵⁸⁾

この強硬な主張と行動を主導した実行委員15人の構成を一覧すると（表4-2）、弁護士、新聞記者、貿易商など階層的に居留民下層に位置するとは言えない人物も若干みられるが、大半は『人名録』不掲載の人物ないし零細業者・小業者であり、専ら日本人社会に営業や生活の基礎をおいている土着派下層の人々であることがわかる。ここから、居留民大会後のかかる民衆の激発について、抗日運動で直ちに生活や経営を脅かされた居留民下層によるそれらへの反感と憎悪にもとづく排外主義的行動と捉えることもできよう。

ところで、総領事館の指摘にあるような、経営危機に陥った中小商工業者や職を失った労働者・雑業者などの困窮居留民において先行的に生じていた過激な直接行動・暴力行使の動きは、彼らにのみ属するものではなかった。それら居留民のなかに困窮ゆえの尖鋭な排外主義的行動がみられたのは総領事館報告の通りではあるが、居留民の暴発的な行動に際しては、上海青年同志会など国粋主義的・排外主義的過激集団の介入と挑発が、さきの上海青年同志会による三友実業社工場襲撃だ

表4-2 上海居留民有志大会実行委員（1932年1月）

氏名	所属等
城戸森吉	
間狩源治	都亭 [1] 経営（海軍慰安所）
西山栄之助 *	柔道師範
一井準之助	上海日報社 [32] 記者
小西永吉	大興土地信用組合 [7] 従業員
丹下義一	
野末由之助	
西山寿（春）太郎 *	無職
衛藤陽吉 *	衛藤法律事務所 [2] 弁護士
馬場薫之	松文洋行 [3] 経営（貿易業）
小森 寿	
大久保正澄	
岩井 勇 *	岩井電気公司 [1] 経営（電気器具販売修理）
吹田熊海 *	上海労働通信員
原田億長	

出典：氏名は、前掲『上海事変誌』38頁および前掲『経済月報』第62-64合併号41頁。所属等は、前掲『支那在留邦人人名録』第21、24版およびアジア歴史資料センター資料。

注1：居留民有志大会（『経済月報』では民衆大会と称す）実行委員は、1932年1月20日の居留民大会後、大衆デモに参加した群衆により民衆大会開催のため推挙された人物。なお、実行委員数は参謀本部『支那時局報』第2号では20名としている。

2：氏名欄の*印は1932年2月4日以後中華民国在留禁止となる（『外務省報』第248号）。

3：所属等欄の[]内数字は、従業員数。

けでなくしばしば試みられており、それらの活動が居留民の尖鋭な暴力的行動を促迫させた側面をも有していた⁵⁹⁾。

試みに上海青年同志会員や国粋会員の場合をみると、上海在留時における困窮ゆえに過激行動への傾斜や国粋主義団体への接近という方向を辿ったとは言い難く、むしろ上海や東京、満州、朝鮮等々でしばしば対外同志会、黒龍会、愛国勤労党などの国粋主義団体・右翼団体を訪れ、また頭山満や内田良平等に面会するなど右翼国粋主義的思想に接近しその影響を受けながら、中国抗日運動への反感と相俟って居留民の尖鋭な行動に合流し、またそれを誘発・激化させていったといえよう⁶⁰⁾。この点をも併せて指摘しておきたい。

(b) 土着派中堅

では、土着派中堅層はどのような対応を示したのか。土着派中堅は、前章でも述べたように社会経済的にもあるいは統計的にも明確な区分をし難

く、一部は自営業の零細層と重なりまたその上層部分は会社派ブルジョアジーとも連なる存在である。そして、上海事変に至るまで中堅層としての固有の地歩を占めるに至っていない。とはいえ、満州事変後の激しい排日運動に直面して、従来から組織されていた上海実業有志会や工業同志会だけでなく商工同志会、商工組合連合維持会など、俄か造りの中小商工業者団体が組織され、1931年12月1日には上記4団体で商工連合会を結成し、商権維持のための低利資金借入運動に取り組んでいった。これら商工業者は一定の資金を有する事業者であるが、彼らの経営も激しい排日貨により深刻な打撃を受けており、経営危機を低利の国家資金融資により打破しようとしていた。この種の要求は表4-3にみられるように、上海事変に前後して土着派中堅層事業者やその団体から幾度となく提出されている（4.2節で言及する）。しかしその一方、排日貨対策や抗日団体の取締など抗日運動に対応する政治的要求や運動の提唱はほとんどみられない。組織としての経験の蓄積や結集度の低さの反映でもあり、また個々の事業者が属する町内会の役員など他の居留民社会組織の一員として活動していたためとも思われる。さらに、彼らは、例えば、店舗や工場を構え商品や機械器具を有し従業員を擁しながら、「商品ハ皆目売レス精算ハ行ハレス売掛金ハ回収不能又融通ノ途ハ全然梗塞シタリ」という状態⁶¹⁾、あるいは「測ラズモ彼ノ峻烈ナル排日貨ニ遭遇シ、操業ハ愚カ、百数十人ノ支那人職工並ニ邦人技師ノ維持ニ困難ヲ来シ…整理ヲ行ヒ…茲に無為蟄居ノ状態」に陥るなかで⁶²⁾、抗日運動との闘争よりも当面の自社経営を維持することに腐心せざるを得なかったとも推察される。

しかしながら彼ら土着派中堅層も、日本軍の武力発動以後においては、銃後や兵站だけでなく、軍の作戦行動と一体となって戦争に参加していったことが知られる。その様相を、中堅工場経営者で組織する上海閘北激戦区域内中小工業罹災者復興同志会の「請願書」の一節は、「我等亦帝國臣民タリ、目ノアタリ将士ノ勇敢ナル行為ヲ目撃シ将夕前線ヨリ後送セラレ来タル死傷将士ヲ見ルノ

表 4-3 復興資金要求と制定・施行の動向（上海）

年月	経済団体	居留民団・総領事館
1931.10.23		総領事、困窮者への生活費補助等貸与認可方問合せ
10.27	上海工業同志会、上海邦人工業救済に関する請願	居留民団、生活困窮者向補助開始（寄付等依拠）
11.24	この頃、上海実業有志会も維持資金下付請願	
12月	上海日本人商工連合会、低利資金貸下請願	外務省、生活困窮者補助等の基本線について返信
1932.1.20	商工連合会、維持資金貸下請願（再）	
1.26	実業有志会、維持資金下付請願（再）	
同	工業同志会、上海邦人工業救済に関する請願（再）	
2月末		外務省、在支邦人事業救済資金貸下案
4.14	中小工業罹災者復興同志会、資金融通請願	4月 居留民団・村井総領事、業務復興資金貸与方協議
5.10		居留民団、復興資金借受に関する委員会発足
5.14	商工連合会、土地組合、復興資金上京陳情団派遣	居留民団、安井行政委員長を陳情上京委員として派遣
5.17		居留民団、中小商工業者への資金貸与を外相宛請願
5.18	日華実業協会、復興資金に関し居留民団宛電報	
5.21	上海日本商工会議所、緊急貸下を外相に請願	居留民団、商工会議所と連名で緊急貸下を外相に請願
6.1		居留民団、代表者を陳情派遣（池田重雄、6.5 安井源吾）
6.10		帝国議会議院、復興資金融通法案可決（6.15 貴族院）
6.11	実業有志会、砲火以外の被害者調査と救済請願	
6.27		居留民団、生活困難者救済に関する委員会開会
7.7		居留民団、復興資金借受に関する委員会開会
7.13	商工連合会、復興資金陳情の趣意書を民団に提出	
7.27	上海事変直接被害者総連合会を組織、要路に陳情	
8.8		総領事、復興資金借受に関する諮問委員委嘱（23名）
8.30		衆院、上海事変直接被害者救済建議可決
9.1		外務省、復興資金貸下命令書
9.10		居留民会、復興資金貸付条件等制定
10.11		居留民団、貸付業務開始、10.17 審査委員委嘱（10名）
1933.1.20		復興資金第一次貸付完了、商工貿易業者へ貸付開始
8.5	上海商工同志会、復興状況調査	
8月	商工連合会、復興資金運用状況調査遅延	
12.14		復興資金部、生業資金貸付開始
1935.1.23	上海日本不動産所有者連合会、500万円資金融通請願	
2.4	復興資金協議会代表、政府宛貸付条例改正請願の件	* 政府貸付金処理委員会、償還条件改訂
4.20	交民倶楽部、復興資金返済条件変更に付請願（決議）	
5.23	不動産所有者連合会、資金融通請願（再）	
1936末		復興資金部、臨時簡易貸付金の小口貸付を敢行
1937.8.31		復興資金等貸付金に付、37年より5年間無利子据置
12.17		政府貸付金処理委員会、償還条件変更案承認

出典：上海居留民団『上海居留民団 35周年記念誌』、外務省記録「復興資金貸下関係」各記録、外務省東亞局『昭和 12 年度執務報告』第 2 冊等参照。

注：交民倶楽部は、土着派民会議員および土着派居留民による復興資金獲得目的の組織。

時、如何デ之ヲ座視スルニ忍ビシヤ。…乃チ決然立チテ身ハ非戦闘員タリト謂モ、或ハ第一戦ニ通訳タルアリ或ハ道案内者タルアリ、或ハ後方ニ於テ糧食ノ運搬、土囊ノ作製ニ従事スルアリ、砲煙彈雨ノ下ニアリテ…只ニ皇軍ノ勝利ヲ念ジツツ一臂ノ勞ヲ捧ゲシ次第」と語り、自らを誇っている⁶³⁾。

上海事変の最中においては、それまで自己の企業経営の危機回避に関心と精力を傾注していた土着派中堅商工業者も、「名利ヲ忘レ」「工場ヲ忘レ」で多くの居留民同様、自らの経営と生活の命運を

軍の戦闘行動と一体化していたのである。1920年代後半より進展する中国商工業との競合を強めていただけに、排日運動に対する反発や憤りが、事変勃発を契機に噴出していった側面がみられよう。

(c) 会社派ブルジョアジー

さらに、会社派と称された在華紡や商社・銀行など大企業上海支店の経営責任者層の対応姿勢をみておこう。これら会社派の上海事変勃発に至る時期の動向に関しては、かつて拙稿において検討

したことがあるので、できるだけ重複を避け前稿で十分言及し得なかった事変勃発直前とそれ以降の動向に重点をおいてみることにする⁶⁴⁾。

会社派を中核とした上海日本商工会議所は、すでに万宝山事件後の排日運動拡大のなかで、1931年8月幣原外相宛（11日付「排日貨運動ニ関シ請願ノ件」）および上海工部局宛（12日付「租界内排日取締に付状」, 原文は英文）に、抗日運動取締を要求する請願を行っている。そして、9月18日勃発の満州事変により排日運動が一気に激化する状況の下、再び外相宛に「抗日運動に関し外務大臣宛建議電」（9月26発）および「長江各地在留民引揚に関し外務大臣宛建議電」（9月29日発）2種の建議書を送っている。これらの建議書においては、中国政府の対日方針を改変しなければ「長江ヲ中心トスル全支那ニ於ケル我經濟的基礎ハ、根本的ニ破壊セラルルノミナラズ、満蒙ニ於クル、既得權益ノ維持モ亦困難ナルニ至ルベシ」とし、「排日運動ヲ絶滅シ、日支諸懸案ヲ一切解決スル様、徹底的交渉ヲ為スヲ絶対必要ナリ」と、一方では排日運動の絶滅と日中諸懸案の解決を国民政府に交渉するよう強く要望している。同時に他方で、長江流域各地の在留民の引揚方針に関して「在留邦人が漫然引揚ヲ為スハ自ラ權利ヲ放棄シ…我が經濟上ノ基礎ヲ破壊スル結果トナル」として、「万止ムヲ得ザル場合ノ外、在留邦人ヲ引揚ゲセシメザル方針」を採るべしと、長江流域における商権保持のために在留日本人の「現地保護」と万一の場合の「自衛権ノ発動」という主張を行っている⁶⁵⁾。

排日運動への対応に関し、一方で、中国政府との強い交渉による解決を求める立場の追及を明示するとともに、他方では長江流域において蓄積してきた商権の維持に固着し、場合により軍による武力行使の必要を主張するという強硬な姿勢を表明しているのである。それは、商工会議所内部において対応姿勢の相違があったことの反映であるが⁶⁶⁾、会社派ブルジョアジー総体としては、事態の進展に応じて両面の姿勢がそれぞれ出されてくることを示している。

しかし満州事変後の時点では、在華紡や商社・

銀行など会社派主流は、国際帝国主義支配たる工部局体制下上海の国際的地位と列強諸国の意向を強く意識し、かなり慎重な立場に立っていた⁶⁷⁾。

ところが、翌年1932年に入り、民国日報「不敬」事件と三友実業社事件を契機として居留民の憤激が急速に高まると、商工会議所も強硬な姿勢を明確に打ち出していった。以下の政府宛電報は、1月20日の居留民大会の決議を踏まえて、2日後の1月22日に出されたものである⁶⁸⁾。

先般ノ不敬事件二次グニ、今回絶対無抵抗ナル日蓮僧侶ニ対スル残虐事件アリ、居留民ノ憤激抑へ難ク此際断乎タル処置ヲ採ルニ非ザレバ、憂フベキ事態ノ発生免レ難キ状勢ニアリ、故ニ政府ハ…期限付最後通牒ヲ発シ、支那ガ誠意ヲ以テ応諾実行セザルニ於テハ、直チニ兵力ヲ以テ自衛権行使ノ挙ニ出デラレシコトヲ切望ス

居留民の憤激の昂まりを理由としながら、会社派ブルジョアジーは、それまでのある程度慎重な姿勢を一気に転換し「自衛権行使」=軍隊派遣を要求していつている。そして、上海事変勃発直前の1932年1月28日の夕刻には、上海市参事会員の福島喜三次三井物産支店長と船津辰一郎在華紡績同業会代表が、時局委員会の代表として塩沢幸一第一遣外艦隊司令官を訪問し、「支那側我が要求ヲ承認スルト否トニ拘ハラズ、此ノ際兵力ヲ以テ支那側ヲ膺懲スベキ必要」を力説して武力発動要求で積極的に動いている⁶⁹⁾。さらに1月30日夜半には、米里、福島が時局委員会代表として「此際速ニ租界安定ヲ図ルニ非ザレバ、日本ハ国際的ニ窮地ニ陥ルコト必然ナリ。故ニ有力ナル海軍ノ外ニ、強力ナル陸軍ノ出動切望ニ不堪、特別至急ノ御配慮ヲ乞フ」旨の犬養首相宛の電報を発し、2月1日午前1時20分頃には、再び兩名の名で首相等宛に長文の電報を打ち、「(陸戦隊も前線および後方勤務の邦人も疲労困憊し一引用者)現有勢力ヲ以テシテハ、居留民現地保護スラ不可能ノ状態ナリ」「此(祖国の救援一同上)ヲ得ル能ハズンバ上海ヲ引揚ゲルカ、座シテ死ヲ待ツノミ」と、十九路軍を始めとした中国側の激しい攻撃と日本人居住区域にも及ぶ戦闘が続くなか切羽

詰った訴えを行っている⁷⁰⁾。会社派も含め日本人居留民社会が一体となって武力発動要求や軍事行動参加へと雪崩れていったのである。

(d) 上海総領事館と居留民

上記で上海事変に関わる居留民各層の動向をみてきたが、そこでも部分的にふれてきたように、抗日運動に対抗し尖鋭化してゆく日本人居留民の行動は、一面、民衆の排外主義の激発であったが、他面、上海総領事館や現地陸・海軍の動向と切り離し難く結びついてきた。したがって、当該期における居留民の、武力発動を誘引していった如き動向も、総領事館や軍との相互関連のなかで把握することが改めて重要課題となる⁷¹⁾。この点従来本格的にはとり上げられてこなかった。

まずはじめに、総領事館の動きからみていきたい（表4-1参照⁷²⁾。

1932年1月9日、上海の民国日報紙は、前日東京で発生した朝鮮人李奉昌による天皇の馬車への手榴弾投擲事件（桜田門事件）の報道に際して「韓人日皇を刺し未だ当らず」との見出しを付した記事を掲載した。この記事に対して、村井上海総領事は、1月10日直ちに「我国元首に対する不敬」として、上海日報記事の訂正と陳謝、責任者の処分を要求する抗議文を上海市長宛送付している。さらに、市長からの「新聞社に侮辱の意思はなかった」との回答を受け、総領事は1月13日、16日と繰り返し抗議を行っている。

そしてこの「不敬」事件をめぐる経緯は、上海の日本人新聞等を通じて居留民社会に広く伝わり、居留民の排日運動に対する反発と憤激を呼び起こした。15日には各路連合会が緊急役員会を開き上海市長宛抗議決議を行うとともに、居留民大会開催を決めその実行委員を選出している。また16日には、在郷軍人会上海支部も評議員会を開き、事態の進展に際しては総会を開催することを決定しており、短時日の間に居留民社会の緊張を高めていった。この間、外務省本省からは、青島で同地民国日報社の「不敬」記事に激昂した居留民約千名が同社および国民党市党部等に襲撃・放火を行うなどの情報と居留民暴走への警戒の必

要性が伝えられており⁷³⁾、上海において憤激した居留民の暴発の可能性も生じていたことがわかる。かかる緊迫した状況は、1月18日夕刻三友実業社タオル工場付近において、日蓮宗妙法寺派僧侶および信徒5名が中国人職員の襲撃を受ける事件（重傷3、死亡1）、それに続く20日未明の、上海青年同志会員32名による復讐と称する三友実業社工場の襲撃・放火事件によって一気に高潮していった。

周知のように、日蓮宗僧侶・信徒への襲撃は、当時上海駐在武官であった田中隆吉陸軍少佐が不良中国人を雇って引き起した事件であり、参謀本部支那課とも通じて行われた謀略であった。その意図するところは、「懸案一挙解決」の要求を強めていた上海居留民の反抗日運動気運の高まりを利用して上海で軍事衝突を起こし、関東軍が推進する満州侵略から国際連盟や列国の眼を逸らすことにあった⁷⁴⁾。

「不敬」記事事件と日蓮宗僧侶襲撃事件により過熱した居留民たちの排外主義的意識と行動は、1月20日に挙行された第2回上海居留民大会を通じてさらに昂進し、強硬な自衛権発動＝武力行使の決議や激昂した大衆行動を生んでいくが、かかる居留民の排外主義過激化の過程が、総領事館側の事態への対応の不十分性—満州事変後の上海における日中両国民衆の緊張関係の深刻化に対する認識不足、そして不況や排日運動激化による居留民の生活と経営の危機状況とそれが生み出す暴発可能性への配慮や抑制策の弱さなど—により一層増幅されたものであったことは見落とせない点である。こうした側面は、その後の最後通牒提示から事変の勃発にいたる過程でもみられた⁷⁵⁾。

村井総領事は、「排日運動取締方ニ関シ予而強硬手段ノ必要ヲ痛感」していたが、「不敬」事件に次ぎ日蓮宗僧侶襲撃事件が発生するなかで、1月20日、排日問題の解決のためには、上海市政府に対して加害者の処分や被害者への慰問金、抗日会の解散などにつき、期限付きで要求し「期限内ニ実行ヲ見サル時ハ我方ニ於テ必要ト認ムル自衛行為ニ出ツルノ要アル旨」を外務省本省に稟申した。これに対して外務本省は、同日付で返信を

送り、上海総領事に「期限ヲ付スルコトハ各方面ニ対スル関係深重ノ考慮ヲ要スルノミナラス…執ルヘキ手段ニ関シテモ慎重考究セサル可ラサル所ナルヲ以テ期限ノ点ハ明示セサルコト」と、期限付き要求の提示は控えるよう厳重に訓令を出した。同時に日本政府は、22日、問題を局地的に落ち着かせるためとして、陸戦隊員400名を搭乗させた巡洋艦1隻と駆逐艦4隻を上海に派遣し(23日午後着)、必要な場合武力行使を行う姿勢をも誇示している。

しかし総領事は、27日には本省の訓示を押し戻す形で上海市長宛に28日午後6時の期限付で回答要求(最後通牒)をするに至っている。最後通牒実施の背景には、「現場ノ状況上『タイムリミット』ヲ付スルコト是非必要」とするよう、1月20日の第2回上海居留民大会以降における居留民たちの抗日運動への強い憎悪や排外主義の噴出を抑え難い状況もあったが⁷⁶⁾、現地総領事館の見切り発車の決定であったことも明白である。

日本側の最後通牒に対し、1月28日午後には、呉上海市長から全要求項目受入れの回答がなされた。しかしその後、先述のように、現実には28日深夜11時半頃上海市政府への警備線進出の予告とほぼ同時に戦闘装備を整えた海軍陸戦隊が兵員移動を開始し、それを契機に29日零時頃両軍の軍事衝突が始まっていった。こうした過程でみられることは、上海総領事館が、上海における日中両国間の緊張激化のなかにあって緊張関係の緩和や当該問題解決への方針や意思を明確にし得ず、多くの居留民の憤激と排外主義の高まりに歩を合わせるように事変への道を辿っていたことである。なおこの点では、各々姿勢は異にするが、日本政府も後述する海軍第一遣外艦隊司令部も同様、曖昧さを指摘できる。

(e) 海軍第一遣外艦隊と居留民

次に、総領事館とともに上海居留民社会の「保護」と秩序維持を担うもう一つの軸であった海軍第一遣外派遣艦隊(司令官・塩沢幸一海軍少将、なお以下では第一遣外艦隊、一遣艦隊とも略記)の動向を検討しよう。

第一遣外艦隊は、満州事変勃発時において、呉淞沖に停泊した安宅以下艦船12隻と駆逐艦・交通艦各1隻および特別陸戦隊672名を擁していたが、排日運動が激化するのに対応して、順次軍艦対馬、常盤、天龍さらに大井と第十五駆逐艦隊を増派し、陸戦隊も1,833名を駐兵させ威圧を強めていった(表4-1参照)。同時に、現地での平時封鎖や抗日会弾圧、砲台占拠など武力行使のための計画立案を進めている。他方、居留民に対しては、上海公安局襲撃への陸戦隊の支援要請(1月22日居留民大会実行委員会代表)や時局委員会代表船津・福島両名からの陸戦隊武力による中国側への膺懲行動の要請(1月28日)を、塩沢司令官が言下に拒否し「暴挙ヲ行フ不逞ノ徒ハ武力ヲ以テ鎮圧」すると言明したり、あるいは「数日状況ヲ見テ…初メテ起ツベキ」と説得するなど、暴走を警戒しつつ強い抑制的姿勢で臨んでいた。日本人居留民を海軍軍事力の統轄の下に掌握しつつ、排日運動への対応など上海の事態に海軍主導で関わろうとの意図が窺える⁷⁷⁾。

しかし、最後通牒の期限の切れる1月28日深更における日中両軍の軍事衝突とその後の激しい戦闘の展開に関しては、海軍第一遣外艦隊が事態を主導する存在となっていった。28日以降の経過についてはさきの臼井『満州事変』が詳述しており、ここでは、行論に関わる限りでみると、28日午後3時15分上海市政府からの日本側要求受入れの回答、および同4時の工部局の戒厳令発令を受けて、午後8時、塩沢一遣艦隊司令官は日本人が多く居住する閘北一帯への陸戦隊配備と同方面に配置する中国軍の速やかな撤退要求の声明を出し(午後11時25分に市政府に手交)、同11時半頃から陸戦隊兵士を警備区域に展開配備せしめた。そして29日午前零時頃の日本軍と中国十九路軍との軍事衝突が上海事変へと拡大していくのである。

この衝突に関して『海軍戦史2』は、「我が陸戦隊ハ警戒隊形ヲ以テ行進ヲ起シタルガ、鉄道線路方面ニ進出セル諸隊ハ忽チ敵便衣隊ノ攻撃ヲ受ケ、続イテ敵正規兵ノ射撃ヲ被リ、応テ全面的戦争ノ開始ヲ見ルニ至レリ」と記し、中国側からの

発砲が事変の起点だとしている⁷⁸⁾。だが衝突要因に関しては、すでに白井が、上記重光公使の芳沢外相宛電報に依拠しながら、陸戦隊の統制がとれていないことと居留民の極端論や無責任な言動が事変を惹起したものと指摘している⁷⁹⁾。中国側との妥協が成立していたにも拘らず、また陸戦隊の十九路軍が配備された地区への進出を市政府への予告とはほぼ同じ時刻に行うという行動が、中国側との軍事衝突を引き起こす可能性がきわめて高いということを、海軍司令部においても当然認識していたと思われる。

では、居留民に対してしばしばその過激な行動への抑制姿勢を示していた第一遣外艦隊は、何故、挑発的とも思える軍事行動に踏み切ったのか。白井の指摘するように陸戦隊や青年将校、そして激昂した居留民の強硬論の動向に影響されたことは否めない。しかしそれだけではなく、塩沢一遣艦隊司令官や海軍中央、艦隊司令部の一部において、陸軍が満州侵攻により国民的榮譽を得たことを眼前にし「上海は海軍の出番」との考えが生じており、この地において抗日運動など中国の民族主義運動を「膺懲」する機会を窺っていたことが、28日深更の陸戦隊の警備線進出決断の要因であったと考えられる⁸⁰⁾。そして、かかる判断の根底にあったものは、塩沢を始め海軍中心部にみられた中国民族運動の発展とそれにも支えられた十九路軍等の抗戦力に対するきわめて妥当性を欠いた認識である。この点、第一水雷隊司令部は、上海事変において「海陸軍共認識不足ナリシ点」として、①「中華人ノ排日思想ハ、十数年来ノ薰陶ニ由リ実ニ大ナルモノアリシヲ軽視セリ」、②「第十九路軍ノ能力ヲ過小視シセリ」、③「敵ハ砲爆撃ニ遭ヘバ直チニ潜伏スルモ、逃走セズ、守備ニハ極メテ頑強ナリキ」などの点を挙げ、中国認識が不正確であり過小評価していたことを率直に記している⁸¹⁾。

こうした認識は陸軍においても同様であっただけでなく⁸²⁾、町内会など居留民に対する事変開始直前1月28日の指示（「其筋ノ命令」）に際してもみられ、「戦闘行為ガ起ルトモ付近ハ日本軍ノ直ニ占領スル所ニシテ数時間又ハ長クテ一日カ

二日ヲ要セザルニ就キ 工場及住宅ハ釘付ケ置ク事」あるいは「事変発生スルトモ分時ニシテ占領サル可キ様」などきわめて楽観的な、短期に事態を掌握できるとの見通しが伝えられていた⁸³⁾。

そして、かかる過小評価にもとづいた安易ともいえる武力発動は、事変の戦闘行動において、軍が現地案内や通訳、各種調達等々の面で時局委員会のみならず在郷軍人会、義勇後援会、各路連合会など居留民に多くを頼ることとならざるを得なかったのである⁸⁴⁾。

こうした戦闘行動への居留民の引込みと活用は、他方で、それまで抗日運動への反感と憎悪を重ねていた居留民過激分子を、日本軍を後ろ盾にした中国民衆への暴力の行使へと解き放し、「便衣隊狩り」と称する中国人の摘発・惨殺をも生むこととなっていった。そうした状況について、『海軍戦史2』は次のように記している。

長期ノ排日・抗日ニ因リテ激昂動揺セル在留邦人ハ、更ニ便衣隊ニ対スル不安ノ為ニ益平静ヲ失ヒ、遂ニ恐慌状態トナリ、流言類々トシテ底止スル処ヲ知ラズ、初メ自警団ヲ組織シテ便衣隊ニ備ヘタリシガ、其ノ行為常軌ヲ失シ、便衣隊以外ノ支那人ヲモ之ヲ惨殺スルノ傾向ヲ現出シ、且陸戦隊ニアリテモ、居留民ノ言ヲ信ジテ過テル処分ヲ行フ者ヲ生ジタル（同書、208-209頁）

そのため1月30日午後、鮫島具重陸戦隊指揮官は、今後、在郷軍人・自警団等軍部の補助をなす者は後方勤務に当たることとし直接行動は一切厳禁すると発表して、31日午前零時に自警団を撤退させた。さらに同日、塩沢一遣艦隊司令官が命令を発し、①「不逞ノ徒ノ訊問ハ、成ルベク領事館警察官ニ一任スルコト」、②「誰何・立番等ハ軍隊自身ニテ行フコト。通訳ハ司令部ニテ指定シタルモノヲ使用スルコト」、③「一般市民ノ兇器ヲ携ヘ往来・集団スルヲ禁ズ」、④「捕虜トナリタルモノニ対シテハ、乱暴ナル取扱ヲ為サザルコト」との告示を行い、居留民の興奮し常軌を失った行動を自らの手で規制せざるを得なくなっていたのである（同上、209頁）。

こうしたプロセスから知り得るのは、上海事変

における海軍の行動が、「居留民保護」掲げながらも事実上は既存権益の維持に止まらず、上海における海軍の地歩を強化しようとの意図に貫かれていたということである。

4.2. 復興資金と土着派居留民

一長江流域政策と居留民

満州事変後の急速に拡大した排日運動は、日本人商工業者にとって「規模ノ大小ニ論ナク齊シク」甚大な影響を及ぼすものであったとはいえ、大企業や日本に本社のある企業が復旧も比較的容易であったのとは違って、上海に本拠を有する土着派中小企業者は疲労困憊し復旧の困難は並大抵のものではなかった。そうしたなか、土着派層にとっては、生活と経営の救済や損害賠償の要求が差し迫った問題となっていった。また、再起をめざして政府の支援＝復興資金⁸⁵⁾を要望するかかる活動は、いまだ安定し得ていなかった土着派中堅層の結集を促し、彼らに相応の経済団体を形成する契機ともなっていった。以下、上海日本人居留民の復興資金要求活動と施策過程の検討を通じて、上海事変後における日本人中小商工業者、なかでも土着派中堅層の動向と特徴を明らかにしたい。また関連して、上海・長江流域に進出する日本人中小商工業者や上海居留民社会に対する日本政府の施策についても検討しよう。

(a) 救済資金融通要求の展開

前述したように、満州事変後の排日運動激化により上海在留の中小商工業経営も大きな打撃を受けるなか、1931年10月末、上海実業有志会と上海工業同志会は日本政府に対し救済資金融通の請願を行っていった。また同じ頃、商権維持のための低利資金借入運動に邁進すべく組織された上海日本人工業連合会（既述）もまた、政府に対し、店員を抱えながら商品が皆目売れず、売掛金回収も不能となり今や生活にも窮しているとして「相当ノ時期到来スル迄生活ヲ維持シ得ル資金ノ貸下アリ度キ」との陳情を行い、翌年1月にも繰り返して再度の要請をしている⁸⁶⁾。これら請願者たちは、「何レモ或程度ノ資金ヲ有スルモ之ヲ換価スル事

ヲ得サル」状況に陥った土着派中堅層であるが（上記注61電報）、それらの請願の一端は表4-3に示すところである。

かかる請願活動は、1932年の1月末から3月初めの戦争時には中断するが、戦闘が停止された後になると、戦争による工場や店舗、倉庫等の破壊や焼失による損害も加わり、救済資金貸付の要望は強くなっていった。その動きは、5月に入って陸軍総撤兵の方針が明らかにされるとさらに高まった⁸⁷⁾。軍隊が引揚げる状況のなかで、経営の再開・回復は差し迫った現実課題とならざるを得なかったためである。職を失ったり、営業再開の目途が立たないあるいは帰国資金にも事欠くなど土着派零細層が将来を容易に展望できないのと異なって、中堅層の場合、十数年ないし二、三十年の間華商とも競争しながら市場を開拓し、また製造工業を軌道に乗せるなど事業基盤の構築に努めてきただけに、経営の継続・維持への想いは強く、資金貸下げ要求はきわめて切実だったと言えよう。

そのような状況は、次に掲げる幾つかの申請書の文面からも窺える⁸⁸⁾。

（上海紗帯廠 竹内今朝之丞「陳情書」）

…私儀渡支茲ニ三十有余年、専ラスピンドルバンドノ研究ニ没頭遂ニ報キラル、所トナリ、些カナル工場ヲ創設、爾来十九カ年一意専心業務ニ尽瘁、幸ニ在支紡績会社ノ認ムル処ト相成リ申候、不幸今回ノ事変ニ依リ当工場、住宅共ニ完全焼失致シ機械器具類ハ総テ使用ニ堪ヘザルモノト相成リ申候…

今ヤ皇軍ノ武威挙リ停戦状態ト相成リ居リ候処 人々共ニ一日モ早く復興ニ努力致サレ次第、私儀ニ於テモ特ニ紡績方面ノ関係モアルコトトテ、一日モ早く復興再建致シ度ク念願致シ居ル次第ニ御座候。…茲ニ復興資金之御恵与ニ預リ度ク懇願奉リ候

（協怡化工廠 宮脇寅治「請願書」）

…吾等工業家ハ日貨排斥又ハ侮日ニ会ヒ或ハ不景氣ノ為メニ折角ノ業モ挫折セントシ或ハ永年ノ努力モ水泡ニ期セシメントシツツ子々汲々トシテ血汗ノニジムガ如キ奮闘努力ノ結

果ハ最近愈々報ヒラレ其ノ地盤ハ毎日毎夜一步一步成巧ノ域ニ肉迫シツツ正ニ安泰ノ城郭ハ把握サルルニ至ルヤ突如トシテ一月二十八日以降急転直下の二一大逆転サレ諸事根底ヨリ破壊サレ終リ…

…吾等ノ事業…又復興持続ノ方策ナクテハ遂ニハ自ラ權益ヲステテ内地引揚ノ止ムナキニ至ルヤモ知レズ カクテハ又何カ為メニ将士ノ多クガ多大ナル犠牲ヲ出シテ戦ツタカ何が為メニ吾等ハ心血ヲオドラシタカ余リニモ無意味ト成リ終ル可シ。

…工場ト言ハズ機械家屋ト言ハズ全部灰燼ニ帰シ何人ニカヲ願ム可クモ非ズ只々之ヲ国家ニ請願スルヨリ外ニ道ナク…何卒復興資金ノ貸与方ヲ哀願スル次第ニ有之候。

（慶徳橡皮公司 右川鼎造・森本徳好「陳情書」）

…思ヘバ弊工場創業以来粒々辛苦十年ノ長キニ及ビ、相当ノ基礎コソ確立セリトハ云ヘ、尚ホ且ツ思ハシキ進展ヲ見ザリシハ、一ツニ排日貨ノ影響トハ雖モ、アタラ優秀ナル技術ヲ擁シ、広汎ナル販路ヲ有シツツ後進ノ支那人経営ノ工場ニ先ンゼラレ、之ヲ傍觀シテ如何トモナシ能ハザルハ誠ニ痛惜ノ至リ、…然レドモ此ノ間ニアリテ多数ノ支那人経営ノ工場ヨリ敵視セラレツツモ尚ホ能ク之等ニ拮抗シテ着々地盤ヲ確保シ得タルノ所以ハ、実ニ不断ノ努力ト優越セル製造技能トニ依ルモノト些カ意ヲ強フセルモノニ御座候。

…而シテ今ヤ戦禍ノ災害ニ会ヒ、全財産ヲ烏有ニ帰シ茫然自失、ナス所ヲ知ラズ、一日モ徒食ヲ許サザル苦境ニ立ち至リ申シ候。

…既ニ支那人工場ハ一齊ニ操業ヲ開始致シ居ルノ現状、一時モ座視スルニ忍ビズ、茲ニ現下ノ窮状ヲ訴ヘテ請願ニ及ビシ次第ニ御座候。

これらの訴えは、土着派中堅工業者の、曲折を経ながら事業を確立してきた経緯を回想しつつ、排日や戦争によって失われた自らの経営資産と商権を回復するための政府援助の切望し、彼らの経営復興が上海における日本の商権確保にとって不可欠とする論理、そしてこれまで当該地域で事業

を切り拓いてきた自負を示すものといえよう。

(b) 総領事館・居留民団の対応と復興資金の制定

中小商工業者の動きとは別に、排日運動の影響が深刻化するなかで、上海総領事館や居留民団は、主として困窮居留民を対象とした救済措置の検討を開始している。満州事変勃発の約1ヶ月後の10月23日に、総領事館は本省に対し、日常の衣食に窮するほどの困窮者が続出し、そのまま放置すれば抗日運動や中国人に対する反感を爆発させ不測の事態を招きかねないことを考慮して、窮民を対象とした生活補助費および帰国旅費の貸与を許可されるよう要請している。これは、すでに北伐や第一次山東出兵時の排日運動の影響を蒙った1927年において、現地居留民困窮者に対し生活補助金および帰国旅費を支給した前例があり、今後予測される困窮者の増大を前に救済策の検討を開始したものといえよう⁸⁹⁾。

この要請に対して、当初本省は、「事変ノ結末其ノモノノ見据付カサル今日国庫ニ於テ際限ナク給養ヲ続クルカ如キコトハ不可能ノ次第」と救済措置をできるだけ限定しようとしていた⁹⁰⁾。参考までに、満州事変勃発から上海事変終息までの時期の救護者数・救護額をみておくと、以下の通りである⁹¹⁾。

A 満州事変によるもの

生活費補助	1,250人（内12歳以下440人）、	16,400ドル
-------	---------------------	----------

内地送還	172人（内12歳以下19人）、	677.73ドル
------	------------------	----------

小中工業者	513人、	7,935ドル
-------	-------	---------

B 上海事変によるもの

生活費補助	114人、	1,450ドル
-------	-------	---------

内地送還	284人、	4,242.52ドル
------	-------	------------

では、中小商工業者に対する救済はどのように展開していったのか。

1932年2月に外務省は、「在支邦人事業救済資金ニ関スル件」という案を策定している。そこでは、上海事変の勃発により「同方面邦人ノ経済活動ハ殆ド停止シ…中支方面在留邦人ハ今ヤ陸続トシテ

引揚ヲ為シツツアル状態ニシテ 邦人ノ支那ニ於ケル経済的基礎ハ之カヲ甚シキ動揺ヲ見ルニ至レリ…是等在支邦人商工業ハ長年ノ拮据経営ニ依リ企業ノ地盤ヲ確立シ我カ対支経済発展ニ多大ノ寄与ヲ為シ来リタルモノナルニ 今其ノ根底ヲ破壊セラレタルハ我カ対支経済ノ重要性ニ鑑ミ憂慮ニ堪エサル所」との認識を示し、これを自然の成り行きに任せるならば「我カ国民生活ノ繁栄ニ至大ノ関係アル対支経済発展ノ基礎ヲ永久ニ失」うとして、「復興事業ヲ容易ナラシムル方策ヲ講スルハ現下ノ最大急務」と、上海事変後における復興施策の実施を強く主張している。具体的には、在外日本人向け金融機関が不備なため民間金融業者にそれを委ねている現状を考慮して、1932年度において1,500万円の融資資金の支出を提案した。その提案は、資金供給を梃子に対中国経済発展の基盤を構築するとともに、在留日本人商工業者に統制を加え内外企業間の協調を創り出そうとする意図によるものである⁹²⁾。

しかしながら、政府の財政負担を伴うかかる案は、日本国内世論の関心や同情が派遣軍兵士に向けられているのに比し居留民に対するそれは未だ低く、直ちに実現されるものではなかった。

そうした状況を前に、上海居留民団は5月10日、復興資金貸し下げの委員会を発足させ、政府への要請活動に本格的に取り組み始めている。そして5月21日には、上海日本商工会議所と連名で請願書を外務大臣に提出し、「当地中小商工業者ハ直接間接莫大ナル損害ヲ蒙リ全ク復活不能ノ状態ニ陥リ 折角獲得シタル商工業上ノ地盤ヲ覆滅サルル悲運ニアリ…業者ハ速ニ救済ヲ得サレハ自滅ノ憂アリ」「戦禍ニ依リ直接損害額ヲ除キテモ復興所用資金一〇三四万円ヲ必要ト認タリ 今や我国対外貿易ノ重要地タル当地邦人商工業者ノ存亡ハ一ニ懸テ政府ノ低利資金貸下ノ有無ニ存スルヲ以テ右窮状ヲ洞察セラレ至急特別ノ御詮議ニ依リ低資ノ即時融通方御取計ヲ懇願ス」と、低利資金融通の即時実現を強く訴えている⁹³⁾。さらに、第62回帝国議会招集の情報に接し、6月に入ると、安井源吾民団長代理と民会議長池田重吉を東京に派遣し、上海日本商工会議所元会頭で当時横浜正

金銀行頭取であった児玉憲次のバックアップも得て、低利資金融通策実現のため議会および政府要路へ日夜陳情を展開している⁹⁴⁾。

かくて1932年6月10日、衆議院において法案が可決(同15日貴族院可決)、融資法案の成立をみたのである。また法律の成立を受け、6月27日には生活困難者に関する救済委員会、7月7日には復興資金借受に関する委員会が開かれ、居留民団側の体制が整えられていった。そして、9月1日には、銀3万5,000貫貸付を定めた「復興資金貸付命令書」が外相代理としての上海総領事から居留民団に交付され、10月1日より借受の申込みが開始されていくのである(以上表4-3参照)。

(c) 復興資金の運用と土着派居留民

実現した復興資金貸下については、政府より造幣局保有の銀地金3万5,000貫が上海居留民団に貸し下げられ(他に天津3,600貫、漢口3,000貫など各地合計5万貫)、民団が設置した復興資金部および復興資金審査委員会の責任において貸付が行われていった⁹⁵⁾。

この資金約530万ドルの実際の運用状況をみると、1933年中の貸付総額は393万8,665ドルとなっている。この他に前年貸付の未収分が83万1,900ドルに上っており、復興資金は1年余の間にはほぼ全額が貸出されたものと思われる。貸付対象者名は不明で、各人毎の貸付金額も知り得ないが、職業別貸付状況をみると、商業貸付193万1,500ドル、工業貸付162万4,400ドル、雑38万3,165ドルとなっている⁹⁶⁾。貸付件数が示されていないので、借り受けた企業者の規模がわからないが、前記(注31)した申込者段階の数値(申込人数・所要金額・1人平均額)をみると、貿易業者:183人・380万円・2万763円、工業者:104人・524万円・5万384円、小売業者:473人・90万円・1,902円、その他とも合計:958人・1,034万円・1万793円となっている。1人平均5万円程度の工業者と同じく2,000円弱の小売業者とでかなり差があるが、中堅業者と零細業者それぞれに復興資金の融通を図っていたことがわかる⁹⁷⁾。

参考までに、貸付対象者を知り得る1928年に

実施された「復活資金」の1931年3月末現在の未償還者を貸付金額別にみると（死亡・不明者を含む）、2,000円以上20件、1,000～2,000円未満21件、500～1,000円未満59件、500円未満86件、総計186件16万1,000円（内1件は1組10人で2万7,000円）となっており、こちらは零細な中小商工業者が借入の中心をなしていたことが窺える⁹⁸⁾。

では、復興資金の運用実態はどのようなものであったのか。さきの石射報告(1933年12月12日)によって以下にその一端をみると、

（工業方面）復資ニ依リ既ニ旧態ニ復帰シタルモノナキニアラサルモ 多クハ工場ノ復旧完成シタルカ一般的不況又ハ資金不足ニ依リ待機又ハ第二回ノ借受ケニ依リ徐々ニ運転ヲ開始セントスル状態ニアリ 乍併全体トシテハ更ニ同業者ノ進出外国品ノ圧迫資金難等アリテ復業仲々困難ナル模様ナリ

（貿易方面）経済界ノ不況化ト信用ノ悪化関税高率等ノ為一般不況ナルカ此ノ方面ヘノ貸付ハ中ニハ維持資金ニ充当セラレタルモノアルモ概シテ有効ニ運用セラレ（個々の利用限度額を定め資金の回転率・運用速度を高めるなどの方法を利用し—引用者）総利用額三千万弗ニ達シ居レリ

（小売方面）一般購買力緊縮ノ結果業態一般ニ思ハシカラス 従テ復資運用ノ効果顕著ナラサルカ目下苦境切抜ケ策ニハ何レモ腐心研究シツツアリ 飲食店「カフェー」料理屋「ダンスホール」等ハ何分緊縮気分ト過剰対立ニ累セラレテ目下自然淘汰期ニ入り復資ニ回借入ニ依リ維持ヲ欲スルモノ多キ状態ナリ

（その他）元来小資本ニ依ルモノハ借受額モ鮮キカ維持ニ急ニシテ現況ニ何等カノ転換ヲ見サル限り困難ニ陥ルノミ

等の状況が報告されており、土着派中小商工業者は、復興資金の貸与を受け店舗や工場などの施設の復興を果たしたところもあるとはいえ、世界的不況や排日運動の持続、関税高などにも影響されて、ほとんどが事業の回復どころか生活と経営の維持に追われる状態にあったことがわかる。この

点、在華紡各社が1932年4月26日より部分的とはいえ操業を再開し、各地に支店を有する大企業なども他地方での取引により上海・長江地域での営業を補い得たのとは状況が異なっていた⁹⁹⁾。

借入金返済時期が近づくなかで、復興資金協議会や交民倶楽部等の団体により償還延期や利子負担の軽減等借受条件の改定などの請願が相次いでなされている。1935年2月4日、上海日本商工会議所に尽力を求めて訪れた復興資金協議会（林雄吉以下11名）の居留民団宛陳情書が、「当地在留民中一四〇〇名以上ノ復資借受人ノ大部分ハ復資ノ運用不円滑ニ陥ツツアルヲ以テ 日本政府ニ対シ現在ノ過酷ナル貸付条例ノ改正ヲシテ貫ヒ度」と述べているように、借受後数年を経ても多くの経営は再建を果たし得ていなかったのである¹⁰⁰⁾。

以上、満州事変後における復興資金要求の高まりと資金貸付の制定・運用についてみてきたが、ここで、かかる過程において示された二、三の特徴について確認しておきたい。

まず第一に指摘できることは、実業有志会や工業同志会などを始めとした土着派中堅企業者の強い要望に押されて実現へ向かっていったことである。これら土着派中堅にとっては、十数年あるいは二十数年に亘って開拓してきた市場や確保した商権の維持はきわめて切実なものであり、彼らは漸く軌道に乗り始めた経営保持のため政府支援を強く望む状況に置かれていたのである。その後のうち続く経済不況のなかで生活維持に費消されるケースもあるとはいえ、生活維持・救済的側面の色濃い零細業者層に対する救護策とはやや性格を異にしていたといえよう。

また第二点としては、上海総領事館側においても比較的積極的に融資実現に動いていることが挙げられる。困窮居留民の増大や中小商工業者の事業行き詰まりなど居留民社会の動揺と商権喪失の危機のなかで、困窮居留民の排外主義的暴発を回避しつつ従来の経済基盤を維持し続けようとする意図が窺える。そして第三に、復興資金貸付などの中小商工業者救済策の実施にも拘わらず、打ち続く不況や終息しない排日運動、中国商工業の発

展などにも直面して、1930年代半ばに至っても日本人中小商工業者の経営は容易に回復し得ていないことである。それは、2.2節および3.3節で概覧した中小商工業者の流動と停滞の状況とも照応するところでもある。

しかし、上海や長江流域における日本の経済進出・商権拡大を担ってきた中小商工業の依然たる停滞は、ある面、日本の上海・長江流域に対する進出方策の不備・欠如を反映するものでもあった。最後にそれらについて補足的にふれておきたい。

(d) 日本人居留民と政府・軍の長江流域政策

周知のように、1927年6月27日から7月7日に亘って開催された東方会議は日本の「対支政策綱領」を策定する場であったが、そこでは「極東ニ於ケル日本ノ特殊ノ地位ニ鑑ミ、支那本土ト滿蒙トニ付自ラ趣ヲ異ニセサルヲ得ス」と、日本の対中国政策については対滿蒙政策を中軸とすることを明確にしていた。これに対して、長江流域に関しては「主トシテ対外企業家ノ奮闘ニヨリテ築キ上ケタルモノ」と捉え、滿蒙政策に支障を来さない範囲で進出するものとして位置づけられていた¹⁰¹⁾。

かかる基本の方針は、滿州事変・上海事変の勃発による国際関係の一大転換により一定の修正がなされていくが、上海事変後の対中国政策を示したものが1932年8月27日の閣議決定「国際関係より見たる時局処理方針案」である。ここでも中国本部に関しては、「帝国外交の枢軸」たる対滿蒙政策と本質的区別あるものとし、「帝国ノ対支那本部策ハ帝国ノ対滿蒙策ト切離シ 主トシテ貿易及企業市場タル性能ヲ發揮セシムルヲ以テ主トスヘク」と位置づけている。また「上海方面ノ平靜確立及安全保障」については「専ラ外交手段ニ依リテ之カ解決ヲ図ルコト」とする一方、万一それら地域の治安が著しく乱れ「帝国臣民ノ生命財産其他重要權益ノ保護上絶対的必要アル場合ニハ派兵ヲ行フ」こともあるとしている。そして、中国本部における日本の商権拡大や居留民の生活安定のために、政府として「適当ニ之ヲ指導スルト共ニ必要ナ財政的援助ノ途ヲ講スル」とした¹⁰²⁾。

だが実際には、上海事変後決定されたさきの復興資金貸付以外の施策は現実化せず、東方会議で提起されていた事変保険制度の設置も中小商工業者向金融機関の整備も検討すらされなかった。

さらに上海事変後、日本企業の回復は容易に進まず、また日中関係の停滞も続くなかで策定されたのは、さきの1932年の閣議決定「時局処理方針」にもとづいて外務・陸軍・海軍三省間で合意された「対支政策二関スル件」(1934年12月7日)である¹⁰³⁾。ここでは、まず「我対支政策」として(イ)中国に対し「日滿支三国ノ提携共助ニ依リ東亜ニ於ケル平和ヲ確保セシムル帝国ノ方針ニ追随セシムル」こと、および(ロ)「支那ニ対スル我商権ノ伸長ヲ期スル」ことを根本義とした上で、(イ)の目的達成については至難であり、過急に施策を行うことは却って反対の結果を招く虞れもある故に、漸進的に進めるものとしたが、(ロ)については「支那ニ対スル我商権ノ伸長、換言スレハ我方カ支那ニ於テ強固ナル経済上ノ地歩ヲ築クコトハ其レ自体我対支政策ノ根本義ヲ成スノミナラス、他面我方ノ勢力ヲ以テ支那ヲ控制シ 同国ヲシテ我方トノ接近ヲ求ムルノ余儀ナキニ至ラシムヘキ有力ナル手段ナリ」と述べ、経済進出を勢力拡大の手段として重視してゆく方針を打ち出していったのである。そして、かかる課題実現のために、中央および各地政権の排日的態度を是正するとともに、「支那各地就中経済上我方ト関係深キ地方ニ於ケル治安維持ニ留意シ 一般官民トノ間ニ対日依存ノ空氣ヲ醸成セシムルコト肝要ナリ」としている(上記注103の『日本外交文書 昭和期Ⅱ』55-56頁)。つまり、上海など経済関係の密接な地域に対しては、排日運動の抑制に努めるだけでなく、経済進出を強め対日依存の関係を構築しようとしているのである。

この方向は、翌年の「対支政策に関する外・陸・海三相間諒解」(1935年10月4日)において、中国に対し排日言動の徹底的取締と対欧米依存政策からの脱却とともに、「対日親善政策ヲ採用シテ該政策ヲ現実ニ実行シ更ニ具体的問題ニ付帝国ト提携セシムル」と、より具体的に「日支親善」「日支経済提携」の方針を積極的に打ち出してい

くことになる¹⁰⁴⁾。

以上、本稿の論点に関わる限りで、1927年の東方会議から1930年代半ばに至る対中国本部、長江方面に対する外交政策を通観したが、ここで知り得るのは、何よりも、第一次大戦以降日本企業・日本人中小商工業者の上海や長江流域への広汎な進出がみられるなかでも、日本の対中国政策においては、日本企業や日本人商工業者の経済進出を支援するような方策は形成されてこなかったことである。それは、当該期の日本の対中国政策が「満蒙」への勢力拡大と支配強化を主軸としており、上海・長江方面に関しては「満蒙」主軸戦略に支障をきたさない範囲内で位置づけられていたことに拠っていた。こうした上海・長江流域地方への経済進出に関する商略の欠如は、政府や軍において、「満蒙」の地は「国民ノ鮮血ヲ以テ書カレタル歴史」ある権益なのに対し、長江流域における日本の地歩については「主トシテ対外企業家ノ奮闘ニヨリテ築キ上ケラレタノテアル、利害ノ打算ニヨリテ建築セラレタルモノテアル」という、私的利害にもとづくものとの認識が腹藏されていたことに作用されていたといえよう¹⁰⁵⁾。

しかしながら、上海事変後になると、満州経略の堅持を依然日本外交の枢軸とする一方、それと切り離す形で上海・長江方面など中国本部を「貿易及企業市場」として明確に位置づけていくこととなっていく。それは、満州事変後における反日・抗日運動の激化や上海事変でみせた十九路軍の粘り強い反撃に直面し、また国際連盟での強い批判や上海・中国に権益を有する欧米列強の厳しい抗議に曝されて、改めて外交手段による解決の立場を示すに至ったものである。こうして、長江方面などへの貿易や資本進出を中心とした進出方針を示したとはいえ、根強い抗日意識、くすぶり続ける排日貨さらに関税引き上げや中国商工業の発展などに規定され、日本企業とりわけ土着派中小商工業は容易に事変時の打撃から回復し得ない状況は続き、1930年代半ばには、日本政府は中国企業と日本企業の関係強化による経済支配力浸透を意図して「日支親善」「日中経済提携」の方針を打ち出していく。しかしかかる方策は、一方

での日本企業側の経営的安定性の欠如や排日運動への不安、他方での中国資本側の提携への不信と不安などからも日中戦争前の時期においては現実化の基礎を欠いたものであったのである¹⁰⁶⁾。

以上に瞥見したように、排日運動の拡大や中国商工業の発展などに対応しながら経営基盤の確立を図ってきた上海在留日本企業とりわけ土着派中小商工業は、上海事変後にあっても自らの資本規模の限定性や経営的不安定性の故だけでなく、日本政府における政策的支援商略を欠くなかで、安定した回復軌道を辿ることはなおさら容易ではなかったといえよう。

4.3. 1930年代における居留民社会と排外主義 —各路連合会とその周辺

上海事変時に噴出した日本人居留民の排外主義の昂まりは、事変後においても継続し、一部には戦勝気分を駆られ中国人に対し驕慢で侮蔑的言動をなすなど一層増幅する傾きすらみられた¹⁰⁷⁾。こうした居留民の排外主義的潮流のなかにあって重要な位置を占めていたのが、本節で検討する各路連合会である¹⁰⁸⁾。

ここではまず、各路連絡会について『人名録』等から得られる地域的階層的基礎や指導層の特徴と性格を検討することとしたい。

(a) 各路連合会の成立と展開

まず、各路連合会の成立と展開を、表4-1をも参照しながらみていこう¹⁰⁹⁾。

1915年、対華21ヶ条に対する排日運動が広がるなか、当時上海居留民の間で組織されていた丁興路会・文路同志会など6つの町内会は、総領事館や居留民団の協力を得ながら日本人在留民の避難や救援、通学児童の護衛などのため活動を行ったが、それを契機に町内連合会が組織された。1917年には、さらに6町内会が作られ、上記の6町内会と連携して「上海日本人町内連合会」を結成。また1925年の5.30事件の際、労働争議が拡大し排日運動が激化するなかで、自警団の組織、居住地域の警戒、郵便物の集配、救恤品の配給等々、以前の排日運動時にも増して活発な活

1932.12		1936.11		1940.7	
氏名	所属	氏名	所属	氏名	所属
林 雄吉	◎ 林雄公司	林 雄吉(名誉会長)	上海信託(専務)	林 雄吉	◎ 上海信託(専務)
甘濃益三郎	上海運輸	# 蘆沢民治	蘆沢印刷	# 阿部 進	① 濟生堂薬房
蘆沢民治	* 蘆沢印刷	# 阿部 進	濟生堂薬房	# 茨木正博	△② 華正洋行(製靴・鞆)
池田重雄	* 三井洋行	# 大槻 茂	報知新聞特派員	大島徳次	⑩ 大島洋行(保険)
岡島末太郎	○* 岡島紙器	岡島末太郎	* 岡島紙器	大塚昌一	(前東京海上支配人)
近藤 光	大(貸席)	児玉英蔵	* 児玉貿易	# 大山田喜三郎	東方製水
篠田宗平	☆* 濟生堂	# 小玉金次郎	瑞新澱粉公司	岡島末太郎	◇*⑤ 東華紙器
杉江房造	△ 日本堂	近藤 光	◎ 近藤事務所・大	児玉英蔵	児玉貿易
竹松貞一	○ 中華染色	# 杉江房造	△ 日本堂	小玉金次郎	⑧ 瑞新澱粉公司
田中清一郎	かなものや	杉田大一郎	ブリューバード(舞踏場)	近藤 光	⑧ 近藤事務所・大
角田芳太郎	北福洋行	# 杉原徳五郎	日星洋行	潮崎満彦	潮崎洋行
徳永忠明	永華堂	須藤五百三	* 須藤医院	下里弥吉	⑫ 千代洋行
野澤治作	日本郵船	# 竹松貞一	中華染色	杉江房造	日本堂代表
三村正堯	富士(飲食店)	田中左内	万利公司	杉田大一郎	⑩ 上海歌舞座主・ブリューバード
向谷能太郎	* 向谷医院	田中清一郎	かなものや	杉原徳五郎	⑮ 日星洋行
吉住慶二郎	吉住医院	橋本五郎次	陸軍武官	田中清一郎	③ かなものや
		福島忠夫	北海道庁貿易調査所	永原甚六	義泰洋行
		前田昌孝	東洋業煙草	# 二川 芳	日比野洋行主
		松代吾一	松代洋行	西村五郎	⑥ 太湖洋行
		右川鼎造	慶徳橡皮廠	橋本五郎次	○* 中支那派遣軍
		三村正堯	* 実業百貨店(支配人)	樋口 勇	真崎洋行、樋口雜糧
		吉住慶二郎	吉住医院	福島忠夫	北海道庁貿易調査所
				前園立衛	* 前園齒科医院
				右川鼎造	◇* 慶徳橡皮廠
				三村正堯	○* 興亜商事
				村田俊章	村田医院
				森田栄吉	*② OK(料理店)
				若林久晃	榮泰貿易公司

3：1940年欄の①②等の数字は、各区(1～19区)の連絡委員担当。他に7区山本政敏(東亞造船)、9区山崎秀之助(山崎洋行)、12区甘濃益三郎、13区九門謹治(九門洋行)、14区亀井和夫、17区豊崎和平(黄浦鉄廠)、19区上原蕃(工部局)。

4：各路連合会は、1942年に居留民団に一元化され、同年3月町内会設置規程成立。地域毎の町内会の連合会組織となる。

5：林雄吉の代表(委員長ないし会長)在職の期間は、1915～17、1921～25、1926～34、1939～40年の約19年間である。

民団立学校への補助金増加要求などにも取り組んでいる。

そして、満州事変後中国民族運動の急激な高まりとそれに対する日本人居留民の敵対意識も急速に昂進してゆくが、そうした動きのなかで各路連合会は、しばしば居留民の排外主義的行動を主導し民衆動員の主力をなすなど、居留民の行動の中心的位置を担っていった。それは、満州事変後4回に亘って上海で開催された先述の居留民大集会において、林雄吉各路連合会会長が全4大会の座長を務め、準備委員会や実行委員会など大会の組織と運営に多くの連合会役員が関与していたこと

からも窺うことができよう¹¹¹⁾。また、1932年1月の民国日報「不敬」事件および日蓮宗僧侶・信徒襲撃事件に際しては、事件発生後直ちに強硬な決議や要求書を提出し、居留民の排外主義の昂進を煽ったのも各路連合会や在郷軍人会であった。

さらに、事変の勃発と軍事衝突時においては、人数的に限定される海軍陸戦隊や在郷軍人会の依頼により、①土嚢の作製・運搬、②弾薬や食糧品の陸揚げ・運搬、③死傷者の搬送、④野戦病院への助力や布団・病衣の制作・納入、⑤危険地帯の残留者救出、⑥不浄物処分、⑦郵便事務処理等々、後方業務だけでなく前線任務に至るまで連日出

動し各々の業務を担っていった。1月29日から3月7日までで、動員人数は延べ3,970人に上ったとされている¹¹²⁾。こうした過程を通じて、各路連合会の基本単位をなす各町内会ではそれぞれの自警団の組織化や各種の慰問活動も進められ、町内会レベルでの在留民の統轄と動員の体制が広く構築されていったのである。

以上、各路連合会の動向を形成期に遡ってみてきたが、上海日本人の「連絡を図り共同一致の団体精神を発揮」し「居留邦人の福利発展に資す」ことを目的として掲げながらも（『会則』）、その活動は次第に拡大し中国の民族運動、排日・抗日運動に対抗・敵対しながら排外主義的傾斜を強めていったのである。そしてこの過程は、居留民による町内会への自主的結集としてだけでなく、上にみたように在留民の統轄と統制を明確に意図した総領事館により推進されたものでもあった。また他面、居留民の排外主義的突出が強まるなかでは、しばしば総領事館のコントロールを超える存在ともなったのである。

(b) 各路連合会指導層とその性格

では、各路連合会において主導的役割を担ったのは居留民のいかなる層であったのか。表4-4は、1927年から40年の各路連合会役員を一覧したものである。年次により役員数も構成も異なるが、役員を選出基盤についてはほぼ共通しているので、1932年および36年の場合を例示すると、1932年は、会社派3名（三井洋行、日本郵船、上海運輸、ただし上海運輸は土着派としてもよい）、医師2名、土着派11名（うち自営的零細商は4名、近藤、杉江、徳永、三村）、1936年は、会社派0名、医師2名、土着派17名（うち自営的零細商6名、近藤、杉江、杉田、杉原、松代、三村）その他3名（大槻、橋本、福島）となる。また、町内会長すべてを表示し得ないので各区連絡委員を示した表4-5をみると、12区甘濃と19区上原を除いてすべて土着派居留民といえる人物である（所属不明1名）。

これらから、各路連合会指導層の構成上の特徴を指摘すると、まず第一に、土着派居留民が役員

表4-5 上海日本人各路連合会各区連絡委員一覧（1940年）

区	氏名	所属
1	阿部 進	済生堂店主 [4]
2	森田栄吉	OK（料理店）主 [1]
3	田中清一郎	かなものや店主 [3]
4	茨木正博	華正洋行 [1]
5	岡島末太郎	岡島紙器工廠主 [2]
6	西村五郎	太湖洋行店主 [10]
7	山本政敏	東亞造船鉄工所 [15]
8	近藤 光	近藤事務所、大一 [1]
9	山崎秀之助	山崎洋行主 [2]
10	杉田大一郎	上海歌舞伎座主 [11]
11	大島徳次	大島洋行主 [1]
12	甘濃益三郎	前居留民団長、上海運輸社長
13	九門謹治	九門洋行主 [1]
14	亀井和夫	不明
15	杉原徳五郎	日星洋行主 [6]
16	下里弥吉	千代洋行主 [23]
17	豊崎和平	黄浦鉄廠主 [3]
18	小玉金次郎	瑞新澱粉公司主 [1]
19	(推薦)上原蕃	工部局副総監

出典：委員名は『上海日本人各路連合会の沿革と事蹟』1940年、所属は『上海邦人名録』第29、30版等。

注1：連絡委員は区内町会長から選出される。

2：所属欄の [] 内数字は従業者数。

の大半を占めていることである。土着派のなかには、蘆澤、篠田、角田、竹松、児玉、右川、小玉、岡島等々中堅の商工業者と、近藤、杉江、三村等のより零細な業者が含まれているが、各路連合会が中堅・零細を含む土着派居留民主体の組織であることが明らかである。そして第二に、会社派についてはきわめて限られた形でしか役員層には入っていない。会社派は、従業員も含めると居留民全体では相当な人数になるが、在華紡を始めとした工場などでは社宅に居住する従業員を中心に町内会に属しておらず¹¹³⁾、また大企業の経営層もフランス租界などの地に居住し町内会とは縁がなく、各路連合会にはほとんど関与していなかったのである。また第三に、継続的に医師（向谷、吉住、須藤）が加わっており、甘濃民団長や篠田済世堂主、蘆澤印刷経営主など居留地名望家的人物ともども各路連合会の信用度を高める役割を担ったものといえよう（甘濃、吉住、蘆澤は名誉委員でもある）。

さらに最後に注目されるのは、正副委員長（会

長）や会計、常任幹事など常任的役員をみると、かなり永い期間に亘って特定の人物たちがその座を占めていることである。その筆頭格は、1915年から1940年までの36年間のうち19年間会長ないし委員長の地位にあった林雄吉であるが、他に近藤（雑貨店主、妻がサロン経営）、三村（飲食店主のち民会議員）、杉江（文房具店主その後出版も）、田中（単身綿布売込のち金物商）らの名前を挙げることができる。その若干の履歴をみると、建設請負や貸家業を営む林を含め専ら日本人居留民を顧客とする事業者が目に着くが、いわば林グループとでも呼び得る人々である。そして、こうした役員層の検討からみえてくるのは、各路連合会が日本人居留民を広く結集した町内会の連合体と言いつつも、正確には虹口地区や北四川路周辺の日本人集住地域を主基盤とした土着派居留民主体の組織であることを改めて確認できる。しかも指導的地位を占める人たちは、それぞれの地域や階層を必ずしも適切に代表する存在ではなく、日本人居留民社会内に主な生活や営業の基盤を置いた中小商工業者たちであり、永く指導的地位を占有していた。また、中心人物の林について、石射総領事は「虹口サイド土着民の間に各路連合会という町内会兼自警団の組織があり、林雄吉なる右傾老人がそのボスとなって居留民代表者の格で工部局に直談判する鼻息になっていた」と評しており、永きに亘り各路連合会会長の席を占めることで、一時は居留民団の上に立ち隠然たる勢力を形成していたのである¹¹⁴⁾。

このような各路連合会の性格は、当該期の上海日本人居留民に対して、とりわけ排日運動への対応や居留民社会のあり方に関してさまざまな影響を及ぼした。若干の事例を通じてそれを検討しておきたい。

(c) 1930年代の排外主義と各路連合会・メディア・特務機関

上述してきたように上海事変後排日運動は表面的には沈静化した。裏面では日本企業の中国人被傭者・買弁や日本との取引企業に圧力を加える、あるいは日本品を識別する原産地標示を法令化する

など依然持続されていた。1930年代半ばには、日中関係停滞の打開を意図した「日中経済提携」方針の提起もみられたが、日本軍の満州や華北への浸透が続く状況にあっては、中国人の日本に対する反発意識も排日運動も容易に終息するものではなかった。こうしたなかで起こったのが所謂『新生』「不敬」事件である¹¹⁵⁾。

これは、1935年6月11日から13日まで「閑話皇帝」との題目で日本の天皇と軍部・有産者との関係を風刺した随筆が天津の『大報』誌に掲載され、同15日川越天津総領事が不敬記事として天津市政府に謝罪要求を行ったことから始まったものである。当該記事はもともと5月4日上海発行の週刊雑誌『新生』（以下『』を外す）に掲載された同題名の記事の転載であり、天津総領事の抗議に続いて6月24日に至り、石射上海総領事が呉上海市長に対し、口頭で①売残り雑誌の回収、②雑誌の廃刊、③責任者・執筆者の処分、④市長の謝罪、⑤将来の保障の緊急措置を要求した。日本側の抗議に対し中国当局は、上海事変前の民国日報「不敬」事件の経験を踏まえ比較的迅速な陳謝や処分などの措置をとったが、日本人居留民はきわめて過敏な対応を示していった。

今回の「不敬」事件に対する日本人側における排外主義的憤激を拡大したのは、中国側の批判受け容れ姿勢もあって、総領事館よりもむしろ、上海の日本語新聞などのメディアであった。1935年6月28日の『上海日々新聞』¹¹⁶⁾は、「不敬記事 許容し難い非礼」という見出しで「三頁に亘る不敬記事 雑誌『新生』に掲載さる」との記事を載せ、「『親日転向』等々の現状打開策が各方面より一斉に論じられている矢先、支那側の一排日雑誌が稀有の大不敬事件を惹起した」と『新生』記事を激しく非難する記事を展開している。翌日以降の見出しを示すと、

(6月29日) 不敬記事の検閲 中央党部で通過
雑誌新生発行主任の法廷陳述
重要な経緯明白 結局責任は中央党部

(6月30日) 〈不敬事件〉再び石射総領事 市政府に強談判

支那側の態度に誠意認められず

(7月2日) 重大化する不敬事件『有吉大使入京し国府に嚴重交渉』

(7月3日) 厳然たる態度を有吉大使表明す
有吉大使会見後所信を語る

(7月4日) 不敬事件に対し 支那側解決引延策

などなど、事態の経過や法院の訊問で示される事実に関してかなりセンセーショナルな記事を書けるとともに、民会や各路連合会の憤激の声を報じている。以後7月上旬の間、連日、「不敬」事件における中国側の姿勢の非難や石射総領事・有吉大使による交渉の動向、居留民の意見を掲載している。

これら連日の記事が居留民社会に広く伝わり、日本の「国体」に対する「大不敬」として居留民の排外主義や中国民衆に対する反感と憎悪を強めていった。今、『上海日々新聞』の記事から各路連合会や居留民会の動向をみると、7月2日の記事では、一部土着派民会議員が在留日本人間の憤激の声を受けて「之が重大性に鑑み緊急臨時民会の招集を要求して、国民としての態度と覚悟を示す要あり」と、臨時民会招集を要求し、直ちに実行手続きの準備を始めたことを報じている。また同日記事は、各路連合会においても「臨時町内会総会を開き、臨時民会に相呼応して之が対策に当る事を申し合せ」るなど事態が緊迫してゆく様相を伝えている。それらの状況は、「大使館当局の外交交渉を不満とする声漸く擡頭し其一部には手段を選ばずと云った憂慮すべき強硬態度を示すものすら二、三に止らぬ実情」というほどであった(7月6日付「陸軍当局談 外交と国民の後楯」)。

こうした土着派の強硬論の高まりに関しては、臨時民会招集を要求していた土着派の民会茶話会派が、招集準備過程において、臨時民団参事会(7月2日)の議論を受け「此際行動の最も謹重なるを必要とするを以て参事会の決議に基き、外交の後立てとして今後の成行を静観する」ことに態度を変更するに至っている(7月4日付「成行を静観 不敬事件と臨時民会招集 茶話会派の態度」)。また各路連合会でも、7月4日夜の臨時常任委員

会(甘濃委員長、林、近藤、徳永、岡島、田中清、福島、蘆澤、旧姓高橋=橋本、吉住、阿部、池田、杉江、杉原、田中左計15名出席)において、杉原主席領事ともども特別出席した石射総領事より、呉鉄城市長および関係者に対する要求状況とその後の処置等についての詳細な説明を受けて後、「(事件につき) 此際居留民諸氏も当局に絶対の信頼を以て事態を静観して貰いたい旨希望する」との要請と説得を受けられることとなった(7月5日付「〈不敬事件対策〉我要求の貫徹を石射総領事確言す 連合会緊急常任委員会」)。上海事変前年の状況と同様、土着派内の強硬論を総領事館および会社派(市参事会)が抑制する形で軟着陸させていたことが窺える。

このように1930年代半ばの上海においても、日中間の緊張関係緩和は容易に進まず、新生「不敬」事件のようなものが起これば、両国当局者の交渉やメディアの介在などの展開次第では、日本人居留民の排外主義の噴出あるいは日中間の重大な衝突が生ずる事態が続いていたのである。

ところで、新生「不敬」事件をめぐるのは、陸軍の特務機関が関わっていたことが石射総領事により指摘されている。石射前掲『外交官の一生』は、新生「不敬」事件についてふれ、事件解決前後の時期に有吉大使と石射総領事に宛ててしきりに軟弱外交と非難する怪文書が郵送される事態につき、その出所を「上海常住の小型浪人の西村展造なる人物が、数人の子分にやらせたこと」している(同書、242-243頁)。また、「西村の背後に陸軍補佐官の影佐中佐が糸をひいている事実まで判明した」とも記している。上海事変直前の田中隆吉大佐の策動とも共通する構図である。

かかる事情に関しては、上海陸軍武官室の次官宛電報が所在するが¹¹⁷⁾、そこでは、新生事件と西村展造について、以下のように記している。

西村展造ナルモノ当地海軍陸戦隊通弁並当武官室囑託トシテ主トシテ支那及日本民衆指導ニ任シアリシカ 先般新生事件発生ノ最強論ヲ持チシ居留民大会ヲ企画シテ策動シタル廉ニ依リ総領事ニ於テ退去処分ニ付セントセシモ軍属タル身柄ノ為之ヲ実現シ得サリキ

海軍側ハ陸戦隊司令官ニ於テ本件一応処理済
ミノ処第三艦隊司令長官之ヲ蒸シ返シ西村ヲ
解職セシヲ以テ目下当機関ニ於ケル要員トシ
テ雇備シアリ

最近本問題ニ関シ…当地陸、海、外務間ニ
複雑ナル事情モ存スルコトニ付外務側ヨリ交
渉アリタル場合ニ於テハ 近ク帰朝スル影佐
中佐ヨリ詳細報告アル迄取合ハサル様セラレ
度。

この連絡から窺えることは、西村が新生事件の勃発に際して、居留民の強硬論の潮流に働きかけ排外主義的激発を煽動しようとしていたことである。また西村は、表向きは海軍陸戦隊通弁および陸軍武官室嘱託の職にあったが、内実は陸軍影佐禎昭中佐の配下で内密の工作に従事しており、新生事件における西村の背後には影佐らの機関が存在していたことである。さきの石射の回想録にも記されているが、松本重治の回想記『上海時代』でも新生「不敬」事件にふれ、「国民党政府と国民党の責任問題を如何に処置すべきかについて、陸軍武官室と大使館との極端な意見の相違が惹起され」「この事件は瑣細な「不敬」事件であったが、陸軍武官室が国民党の責任をとりあげて居然居留民を煽ったために、不測の事態にもなりかねまじき勢いであった」と述べており、西村らの動きは、場合によっては重大な事態を引き起こす可能性もあったことが窺える¹¹⁸⁾。西村の工作の実態は明らかにし得ないが、数名の部下（西住小太郎、甲斐弥次郎、石坂、森岡、奥村、宮武、辻本ら）を配下に持ち、上海だけでなく、河北省の自治運動など各種の工作に従事していた¹¹⁹⁾。西村らの動きから垣間見える特務機関の内面的工作について、在外居留民の排外主義的運動において果たした意味を評するには未だ資料が足りないが、上海における僅かな事例をみても無視し得ない要素であったことは明白であろう¹²⁰⁾。

む す び

如上に、戦前期上海における日本人居留民社会の動向について、土着派居留民を中心に、経営動

向および排日運動への対応とその排外主義的奔流を検討してきた。それらについて簡単に振り返ることで結びに代えたい。

はじめに、本稿の分析の基礎資料である『支那在留邦人人名録』についてふれておくと、上海在留者に関しては、在留中小商工業者の大部分を網羅しており、日本人居留民を特徴付ける膨大な中小商工業者の存在を概括的ではなく、それぞれの個別経営の集積としても把握できる貴重なデータといえる。他方で、雑業者や不安定雇用者、家事被傭人、芸妓・娼妓、その他の有業者などは掲載されておらず、最底辺層の居留民の状況がみられない限界を有している。併せて残念なことは、日本人企業傘下の中国人従業者の姿がみえず、雇用数も知り得ないことである。しかし本資料は、不十分さを持ちつつも、中小商工業者を中心に第一次大戦期からアジア・太平洋戦争に至る経営の具体様相を示すものである¹²¹⁾。以下、本稿で知り得た諸点について述べることにする。

上海在留居留民の時期的趨勢と特徴

上海・長江方面への膨大な数の中小商工業者を中心とした進出は、「人口主義」と称されたが、それを『人名録』における日本人事業者の動向としてみると、本格化する日露戦争後の全期間を通じて、従業者1名程度の自営業の企業が全体の約3分の2を占めるほどに零細業者・居留民が中心をなしており、それらが激しい浮沈と流動のなかに置かれていたことを知り得る。また、時期的には、第一次世界大戦以降に在留者の急増がみられ、1920年代半ばから30年代半ばの、5.30事件や満州事変を契機とする排日運動の高揚を間に挟んだ時期には、前期同様の流動を伴いつつも全体として停滞的な推移を示している。さらに、日中戦争以後には、在留民の新たな増大が生じ、この期以降新規に進出した企業とその従業員、中小商工業者の量的・構成的増加が確認できる。これらの新規進出者は、新興派居留民とでも称すべき、従来の土着派居留民とは性格を異にする存在でもあった。

居留民各層の動向と特徴

一 排日運動・武力発動への姿勢

上海日本人居留民とりわけ土着派居留民の動向を階層に即して検討してみると、まず自営業的零細層については、その経営の不安定、浮沈と流動の激しさが改めて確認できる一方で、きわめて限られた企業しか土着派中堅としての定着がみられないことがわかる。そして、経営体として定着し得ない層は、上海居留民社会内において不安定就労者などとして滞留する一定数の過剰人口的な人々と日本帰国ないし満州・朝鮮等東アジアの日本勢力圏内へ移動する人々とに分かれていた。

また、土着派中堅企業者に関しては、一部に徒手空拳の一旗組からの上昇もみられたとはいえ、多くは、上海進出当初の資本や経営的蓄積あるいは中国市場志向などの点で、土着派零細層と資本的・経営的性格を異にしていた。そして、彼らのうちの一定部分が、第一次大戦後1920年代を通じて上海の商業・工業部面において地歩を固め土着化を果たしつつあったのである。同時にかかる層は、伸長し始めた中国商工業企業と厳しく競争・競争し、それだけに排日貨や関税引き上げの影響を強く受けていたが、その対抗において自らの経済・経営力を以って乗り越える力を持ち得ておらず、いまだ脆弱さを脱していなかった。それ故に上海事変後においても、土着派中堅企業の経営は容易に安定するに至らなかった。脆弱さ故に日本軍の武力行使を喚ばない形の経済発展を図れなかったともいえよう。

さらに在華紡や大企業など会社派については、独自に上海・中国本部への市場進出、資本輸出を果たしていたとはいえ、究極においては、海軍陸戦隊以下の日本軍隊による保護に依拠しており、排日運動が激化し居留民社会の主潮流が排外主義的傾斜を強めるにつれて、日中間の安定した経済関係の追求ではなく排外主義の憤出に対し、容易に妥協・合流していくこととなったのである。

最後に付言すれば、上海居留民社会は、全般的活動に関しては、会社派と土着派中堅を軸とした居留民団の指導下にあったが、排外主義が強まるなかでは、上海の地への固着意識を有した土着派

零細層や日本人居住地域を基盤とする商工業者が牛耳をとる各路連合会が、会社派や土着派中堅層以上に、しばしば主導的役割を担っていったのである。

排外主義憤出をめぐる居留民と国家

上記の居留民各層の動向とともに重要なことは、当該期における居留民の排外主義的行動の昂進過程においては、現地の上海総領事館や海軍第一遣外艦隊など国家機関の動向が、居留民の激発を時に契機づけたまたそれに押し上げられ、相互に促進する形で排外主義を増幅させていたことである。居留民の「ラジカルな侵略性」は、居留民のみに属するのではなく、総領事館や在留陸海軍機関など日本の政府および軍の動きと居留民の過激な行動との構造的一体として形成されたものであったといえよう。

なお、上述した本稿の検討では、各種「不敬」事件に際して典型的に示された日本人居留民における天皇制イデオロギーや天皇制社会意識の排外主義的憤出との関係性やそれをも含んだ帝国意識の問題についてはふれることができなかった。また、日中戦争後に生じた上海日本人居留民社会の構成変化と新たな新興派中小商工業者の内実と性格の解明に関しても分析検討し得なかった。今後の課題としたい。

【注】

- 47) 商工省貿易局『貿易上ヨリ観タル中華民國ニ於ケル排日貨ノ影響』1932年、2-3頁。
- 48) 同上、7-9頁。
- 49) 通商局第二課「排日影響概観」1933年4月26日、8-9頁、『満州事変排日排貨関係（一般）』第3巻、（外務省記録A.1.1.0.21-5）。ただし、工場数、労働者数については、上海総領事村井倉松「上海邦人工場調ノ件」1931年10月26日、頁なし、同上書類第2巻。
- 50) 熊月之主編『上海通史』第7巻民国政治、上海人民出版社、1999年、278-279頁。
- 51) 満州事変から上海事変に至る経過については、「上海事件（外務省調書）」外務省『日本外交文書 満州事変』第2巻第1冊、1979年、53-81頁。上海居留民団『上海事変誌』1933年、6-92頁、および上海日本商工会議所「上海事変（一）（二）（三）」同『経済月報』第62-64合併号、第65、第66号を参照。

- 52) 前掲『上海事変誌』37頁。
- 53) 前掲『日本外交文書 満州事変』第1巻第2冊, 1977年, 689, 720頁。1931年11月24日付村井倉松上海総領事発幣原外相宛電報では、前2回の居留民大会が「相当過激ナル決議ヲナシタルカ右大会ノ牛耳ヲ執リタルモノハ大体土着派トモ称スヘキモノニシテ 所謂会社側ハ…傍観者の態度ヲ持シ居タル処」、新たに全支日本人居留民大会を計画するに至り、「会社側ニ於テハ彼等ノ為スカ儘ニ放置スルハ危険ナリトシ彼等ノ計画ニ参与シ之ヲ指導スルコトナレルニ付…相当権威アル決議出来上ルヘシト期待」との事情説明を行っている(689頁)。また大会翌日の電報で、大会の声明と決議が「当地有識者階級ヲ網羅セル起草委員会ノ起草」で、在支邦人の総意を世界に示すものとなったと伝えている(720頁)。なお、かかる過程と会社派の動向については、拙稿「満州事変期における上海在留日本資本と排日運動 下」『和光経済』第20巻第3号, 157-163頁を参照されたい。
- 54) 1932年2月2日付重光葵公使発芳沢外相宛電報「上海居留日本人の強硬論の海軍側への影響について」前掲『日本外交文書 満州事変』第2巻第1冊, 44頁。なお、29日午前零時頃の軍事衝突に関して、海軍軍令部『昭和六、七年事変海軍戦史』戦紀巻2(以下『海軍戦史2』と略記)は便衣隊からの発砲を契機に開始されたと述べている(同書, 151-152, 226頁)。この点参謀本部『満州事変作戦経過ノ概要』1935年, 373-374頁, および前掲『上海事変誌』97-103頁においても同様の見解を記している。しかし、上記の重光公使の外相宛電報が指摘するように、陸戦隊の警備線進出は予告と殆ど同時に開始されており、衝突が陸戦隊にとって受動的なものとするのは妥当性を欠くものといえよう。これらについては後にもふれるが、白井勝美は、衝突の危険が充分予想される地帯への警備配置を特に深夜を選んで行っているところからも「むしろ計画的な戦闘の挑発とみるほうがより妥当」と評し、陸戦隊の統制がとれていないことと居留民の極端論が28日夜の軍事行動を引き起こしたとしている(白井勝美『満州事変』中公新書, 1974年, 165-166頁)。
- 55) 白井前掲, 146-199頁, また高綱前掲書, 142-153頁。
- 56) 1931年10月23日付村井総領事発幣原外相宛(外務省記録A.1.1.0.21-1-1)。なお総領事館では、これらの困窮者については、共喰商人なども含め「一般的不況等経済的理由ニ依リ事件前ヨリ生活困難ニ陥リ事変カ無クモ全ク立ち行カサルニ至リシ者多数アル」と、すでに世界不況下において困窮化していたものと想定しているが(1931年11月24日付村井総領事発幣原外相宛電報, 外務省記録A.1.1.0.21-1-1)、それらの居留民にとって排日の激化はより深刻に捉えられたと思われる。
- 57) 「時局ニ因リ窮民救護ニ関スル件」1931年12月11日付(外務省記録A.1.1.0.21-1-1)。なお、上記電報で総領事館は、10月中旬頃の失業無職者数を約200名としている。また、数値の得られる11月6日から12月末の時局失業者(生活補助金受給者, 帰国旅費受給者)数は1,343人, 同中小商工業補助金受給者数は513人と報告されている(1932年1月6日付村井総領事発幣原外相宛電報「時局ニ依リ生活困難者補助ニ関スル件」同上外務省記録)。
- 58) 前掲『経済月報』第62-64号合併号, 42-43頁。
- 59) 1月20日未明の青年同志会員32名による三友社工場の襲撃・放火事件に関しては、「上海事件(外務省調査)」前掲『日本外交文書 満州事変』第2巻第1冊, 56頁参照。また、満州事変後衝突や暴力行為など日中両民衆間の緊張関係が高まるなか、上海総領事館は「当地居留民中好シテ事端ノ惹起ヲ図ルカ如キ徒ニ対シテハ 事変以来引続キ鋭意取締ヲ実行シツツアリ」と述べているように、青年同志会員や国粋会員などの絶えざる挑発的活動に警戒を払っており、困窮し過激化した居留民が彼らの活動に触発されやすかったことを窺わせる(1932年9月8日付村井総領事発内田外相宛電報および9月13日付同電報—外務省記録A.1.1.0.21-1-1-004)。さらに付言すれば、この電報の時点では青年同志会員に対しては、大半を論旨退去や任意帰国あるいは満州その他への退去などに処している。
- 60) 以上の点については、1932年2月17日付山口県知事岡田周造発内相中橋徳三郎・外相芳沢健吉他宛「思想可疑者西下渡門ノ件」(外務省記録I.4.5.2.2-2-013)、同年1月12日付北海道庁長官佐上信一発中橋内相他宛「上海在住邦人柴田次郎ノ本籍其他調査回答ノ件」(外務省記録I.4.5.2.2-2-016)、同年2月27日付警視總監大野緑一郎発芳沢外相他宛「前上海青年会同志会会長ノ来往ニ関スル件」(外務省記録I.4.5.2.2-2-012)、同年5月6日付大野警視總監発芳沢外相他宛「元上海日本青年同志会代表ノ動静ニ関スル件」(外務省記録I.4.5.1.4)等参照。
- 61) 前掲1931年12月23日付村井総領事発犬養外相宛電報。
- 62) 前掲慶徳橡皮公司「申告書」5頁。
- 63) 1932年4月同復興同志会「請願書」(外務省記録A.1.1-155)。
- 64) 前掲拙稿「満州事変期における上海在留日本資本と排日運動 上・下」参照。上記拙稿は、当時提起されていた1930年代の政治過程をアジアモンロー主義的路線と英米協調的路線との対抗を軸として把握しようとする議論に対して、英米協調的潮流、なかでも財閥や在華紡など大企業家層の妥協的・状況追従的側面を解明しようとする視覚に立っており、本稿と関わっては、以下の諸点を分析的に提示した。
- ①満州事変後における上海日本人居留民=在留日本資本の排外主義的噴出から上海事変の勃発に至る過程は、居留民の単線的行動としてではなく、会社派=慎重論と土着派=強硬論という資本の性格を異にする二潮流の対抗と同調の過程であったこと、②中国在留欧米資本との関係や国際的市場・金融環境などから、当初武力発動に対して慎重な姿勢を保持していた会社派は、日蓮宗僧侶襲撃事件を契機とした土着派居留民の激発のなかで姿勢を転換し、強硬論の潮流に妥協・同調し合流していったこと、③上海総領事館は、ある時期まで会社派内部の強硬論者である米里商工会議所会頭(当時)や土着派強硬論者を抑制・コントロールし、慎重論的潮流を誘導していたこと。しかし拙稿では、上海事変それ自体の過程はもとより事変勃発後の過程における居留民各層の動向についてはふれることができなかった。
- 65) 以上は前掲『上海事変誌』430-437頁。
- 66) 当時の会頭米里紋吉の強硬論的主張とそれに対する重光公使の注意に関しては、1931年9月29日「在留日本人保護に関する上海日本商工会議所の強硬建議について」『外交

- 文書 満州事変』第1巻第2冊, 552頁, また前掲拙稿下注 (58) も参照。
- 67) 1931年11月末の時点における時局対策の議論では, 上海の在華紡, 有力銀行, 満鉄, 三井物産など会社派主流は日本人所有銀引出策や税関差押策などの経済的圧力による排日緩和策の検討に意を注いでおり, 武力発動の方向に直線的に向かっている(1931年12月8日, 内外綿取締役頭取・武居綾蔵発幣原外相宛「上海における排日貨状況および時局対策について」『日本外交文書 満州事変』第1巻第2冊, 731-735頁)。それは, さきにも指摘した1931年11月10日の長江流域日本人連合大会から12月6日の全支日本人居留民大会の過程でみられた土着派的強硬路線の抑制と運動の修正の動きにも明確に示されている(前記注53参照)。
- 68) 前掲『上海事変誌』436-437頁。
- 69) 前掲『海軍戦史2』148頁。ただしその申入れについては, 同司令官より中国側の対応を数日みてから対処すべきとして言下に拒絶されている。
- 70) 前掲『上海事変誌』223-225頁。また, 2月23日にも両名による首相等に対する兵力増派の要請が繰り返しなされている(前掲『日本外交文書 満州事変』第2巻第1冊, 174-175頁)。
- 71) 1920～30年代における中小商工業者を主体とする在外居留民については, 日本の帝国主義的侵略過程でのラジカルな侵略性や先兵的役割あるいはまた侵略の社会的共鳴板などとして把握されている(波形昭一「日本帝国主義の満州金融問題」『金融経済』第153号, 1973年, 柳沢遊「1920年代『満州』における日本人中小商人の動向」『土地制度史学』第92号, 1981年他)。本稿においても上海居留民について同様な側面をみてきた。しかし同時に, 彼ら居留民の行動は, 政府や軍による施策や内面的策動等によって強く規定される性格のものでもあった。それは, 「在外居留民保護」がしばしば他国への軍事介入や侵略の名目とされ, また国内民衆の排外主義への動員に利用されていることから明らかであろう。居留民の過激な行動と軍の好戦的姿勢との関連性に関する高綱の指摘もあるが(高綱前掲書134-135頁), 政府や軍など国家権力の側からの居留民統轄や誘導・利用と居留民の行動との相互関係や実態を解明することはなされていない。その課題は, 資料的にもまた政治的意図に関わっても容易ではないが, 上記の視点から不可避の課題となる。なお, こうした接近が, 近年研究的課題とされている在外居留民の「帝国意識」の問題の追及・解明を軽視するものでないことはいうまでもない(本稿ではそれらについて展開する用意を欠いている)。この点については, とりあえず柳沢遊「帝国主義と在外居留民－『帝国意識』とその社会的基盤」『現代思想』2001年7月号, および高綱前掲『「国際都市」上海のなかの日本人』18-21頁等参照。
- 72) 以下この間の状況については, 枢密院会議文書「上海民国日報不敬記事事件ニ関スル文書」(国立公文書館: 枢00012100), および前掲「上海事変(1)(2)(3)」『経済月報』第62-64号合併号・第65号・第66号, 前掲「上海事件」を参照。
- 73) 前掲『日本外交文書 昭和期Ⅱ』第1部第1巻, 831-842頁。
- 74) 田中隆吉「上海事変はこうして起きた」『別冊知性5 秘められた昭和史』河出書房, 1956年, 182-183頁。田中の行動は関東軍参謀板垣征四郎大佐, 花谷正少佐からの依頼を受けて進められ, 参謀本部支那課長重藤大佐や影佐少佐等の理解・激励を受けたものであった。かかる謀略が, 関東軍中枢の戦略に根ざすものであったことは, 板垣の案と推定される1931年の「対支謀略ニ関スル意見」において, 「帝国ノ国策ハ満蒙ノ獲得ヲ第一義トス 之カ為ニハ支那ト平和的手段ヲ以テ解決シ難シ 従テ絶エス日支開戦情勢ヲ醸成スルカ如ク各種ノ手段ヲ必要トス…即チ平戦両時ヲ通スル謀略ノ根幹ハ日支戦争ニ在ルヘシ」と述べ, 中国との間で絶えざる対立・緊張関係の創出とそれを利用する謀略の必要を論じているところにも窺える(『太平洋戦争への道 別巻資料編』朝日新聞社, 1963年, 108-109頁)。また, 田中の告白では, 青年同志会員による三友実業社襲撃も田中と気脈を通じていた旨記されている。
- 75) 以下最後通牒準備以降の事態については, 前掲『日本外交文書 満州事変』第2巻第1冊, 53-71頁を参照。
- 76) 前掲『日本外交文書 満州事変』第2巻第1冊, 65頁。またこの点に関しては, 『昭和六, 七年事変海軍戦史』戦紀巻2(以下, 『海軍戦史2』と略記)においても, 「総領事ノ市長宛抗議ニ関シテハ, 居留民ノ間ニ期限付実行ヲ要求スベシトノ意見有力ニシテ, 若シ当局ノ態度強硬ナラザルトキハ, 二十三日開催ノ居留民大会後, 武装セル団体ヲ組織シ, 抗日会本部ヲ襲撃スルノ決意アルヲ表示セリ」と居留民の憤激する様子を記している(20頁)。
- 77) 前掲『海軍戦史2』103-105, 147-148頁。なお, 司令部の姿勢とは別に, 重光葵公使の芳沢外相宛報告が伝えるように, 陸戦隊は往々にして艦隊本部と意見を異にし, また血気にはやる青年将校らもみられ, 憤慨し過激化する居留民の行動と同調する動きもあった(1932年2月2日「上海居留日本人の強硬論の海軍側への影響について」『日本外交文書 満州事変』第2巻第1冊, 43-44頁)。
- 78) 同上書226頁。この見解は参謀本部『満州事変作戦経過の概要』や居留民団『上海事変誌』などで踏襲され, また広く当時の日本人居留民社会および日本社会に流布していた。
- 79) 白井前掲『満州事変』165-166頁。また重光の電報については上記注(77)に同じ。
- 80) 影山好一郎「第一次上海事変の勃発と第一遣外艦隊司令官塩沢幸一海軍少将の判断」『政治経済史学』第333号, 29-30頁参照。
- 81) 『海軍戦史2』付録「事変関係者所見摘録」56-57頁。また, エドガー・スノー『極東戦線』は, 塩沢少将が「四十八時間以内に上海から中国兵を吹き飛ばして見せる」と豪語していたとし, 艦隊司令官の中国軍に対する過小評価に言及している(同書, 152頁, 筑摩書房, 1987年)。
- 82) 第3艦隊羽仁仁六郎海軍大佐はさきの「事変関係者所見摘録」で, 「小官字品出發ノ際, 某陸軍将官ノ談ニ『我が応急動員ノ一箇師団ヲ以テセバ, 数万ノ支那軍ハ一挙ニ蹴散ラスヲ得ベシ』トアリ。今回ノ事変ニ於テハ, 一般ニ敵ヲ下算シタル傾大ナリ」と, 自らの見聞で陸軍においても中国軍を過小評価していたことを述べている(上記『海軍戦史2』69頁)。
- 83) 1932年4月協怡化工廠・宮脇寅治「申告書」『復興資金ニ

- 関スル件」(外務省記録 A.1.1-155)。
- 84) 前掲『海軍戦史2』813頁では、「在郷軍人会・義勇後援会・各路連合会等ハ人員モ多ク、種々ノ職業ニ従事シ、市内各方面ニ居住セルヲ以テ、局地情報ヲ得ルニ便ナリキ」と述べ、各団体の目覚ましい活動を評価している。
- 85) 復興資金とは「造幣局資金払出ニ関スル法律」(1932年6月17日公布、法律12号)により設けられた資金(銀)である。上海居留民に関しては、上海総領事(外相代理)による「復興資金貸付命令書」(1932年9月1日)にもとづき、「民団ニ属スル居留民中昭和六年来ノ事変ノ影響ニ因リ経済上ノ打撃ヲ蒙リ事業ノ継続困難ハハ不能ニ陥レル者ノ事業復興資金トシテ」政府より民団に貸付けられ、民団の責任で貸付運用されたものであった(上海居留民団『民団法規集』1931年、208-1～208-13頁参照)。なお、復興資金の実現に関し、前掲『上海居留民団35周年記念誌』の座談会では、「居留民団は昭和7年4月村井総領事並に民間有力者と協議の結果、総領事を通し政府当局に対し中小小工業者の業務復興資金貸与方を請願、之が救済に乗出すに至りしものなり」している(同書、1036頁)。しかし実際は、後述するように必ずしも民団と総領事館、民間有力者による合作的施策というよりも、中小小工業者の強い要求を背景としたものであった。
- 86) 前掲1931年12月23日付村井総領事発犬養外相宛電報(外務省記録 A.1.1.0.21-1-1)。なお、工業同志会54社の1932年1月26日付の再請願「上海邦人工業救済ニ関スル請願書」については、1932年1月20日村井総領事発芳沢外相宛電報添付資料参照。
- 87) 1932年5月15日付村井総領事発芳沢外相宛電報(外務省記録 A.1.1.0.25-2-1)。
- 88) 以下の請願書・陳情書は、1932年4月14日付村井総領事発芳沢外相宛電報「復興資金ニ関スル件」添付資料(外務省記録 A.1.1.155)。
- 89) 上記注(86)電報。なお、この時経営に打撃を受けた中小小工業者に対して、1928年3月「業務復活資金」の貸付が実施されている(前掲『民団法規集』193-208頁参照)。
- 90) 前掲1931年11月24日付幣原外相発村井総領事宛電報。
- 91) 1932年3月31日付村井総領事発芳沢外相宛電報および同年4月6日付同電報(外務省記録 A.1.1.0.25-2-1)。
- 92) 1932年2月提案者不明「在支邦人事業救済資金ニ関スル件」および同「在支邦人事業救済資金貸下案要領」(外務省記録 A.1.1.0.21-22)。
- 93) 1932年5月21日付上海発本省宛電報(外務省記録 A.1.1.0.21-22)。
- 94) 前掲『上海居留民団35周年記念誌』1138-1140頁。
- 95) 政府貸下の銀地金は、正金銀行が代理受領しロンドンに移送・換金され、諸費用を差引き、銀529万2,454ドル98セントが復興資金元金となった(「在支邦人事業復興資金ニ関スル件」『第64回帝國議會説明参考資料』(外務省議會調査書B-議TS-32)および前掲『上海居留民団35周年記念誌』1040-1041頁)。
- 96) 1933年12月12日付石射総領事発広田外相宛電報(外務省記録 A.1.1.155)。
- 97) 前掲1932年5月21日付村井総領事発芳沢外相宛電報、注(31)参照。
- 98) 居留民団「昭和十一年三月末現在 業務復活資金運用状況ニ関スル報告書」『復活資金ニ関スル件』(外務省記録 A.6.1.177)。
- 99) 上海や天津などに比べ排日運動がそれほど激しくない青島においては、上海事変時や事変後においても上海や天津経済圏の物流を吸収するなど対日貿易の好況がみられた。また上海においても、依然排日の影響は受けながらも華紡製品などは「天津市場ノ好需、漢口方面ノ買気台頭、外綿高モ手伝ヒ…久シ振り好勢ヲ示シ滞貨余程軽減サル」事態を生んだりしている。以前の状況には遠いが、中小小工業者の苦況とは大分異なっていた。前掲『日本外交文書 昭和期Ⅱ』第1部第2巻、736-737、763-764、772、780-781頁等参照。
- 100) 上海日本商工会議所『第18回定期総会報告及議案』14頁、1936年2月27日付上海総領事館発小野事務官宛報告も参照(外務省記録 K.3.2.2.1-7)。なお、復興資金は日中戦争以後改編され継続されるが、これについては支那事変被害調査委員会『今次支那事変ニ因リ損害ヲ蒙リタル在支邦人ニ対スル復興資金融通ニ関スル経過』1939年参照。
- 101) 「東方会議『対支政策綱領』に関する田中外交訓令」外務省『日本外交年表並主要文書 下』(以下『主要文書下』と略記)101-102頁。なお東方会議に関しては前掲『日本外交文書 昭和期Ⅰ』第1部第2巻、2-55頁も参照。
- 102) 前掲『主要文書下』206-210頁。
- 103) 『日本外交文書 昭和期Ⅱ』第1部第3巻、48-58頁および陸軍省「対支政策ニ関スル件」(『密大日記』S11-5-11)参照。この方針は対支政策の根本方針として後の「帝國国防方針」(1936年8月7日)に引き継がれてゆくものである。
- 104) 前掲『主要文書下』303-304頁。
- 105) 1927年4月8日宇垣陸相が若槻首相に述べた要旨「支那に於ける帝國地歩の擁護に関する研究」前掲『主要文書下』92-95頁参照。
- 106) こうした状況について、第三艦隊司令長官は「支那ヲ中心トスル国策ニ関スル所見」(1936年3月27日)において「中支方面ニ於テハ英國貿易ノ退却ニヨリ帝國ノ経済發展ニ好適ノ余地ヲ形成シツツアリト雖モ 支那ノ高関稅政策ニ加フルニ北支情勢ニ基因スル排日運動激化ノ懸念ニヨリ不安ノタメ有力ナル企業者ヲシテ中支進出ノ意図ヲ抱カシムルニ至ラズ」と評していた(前掲『太平洋戦争への道 資料編』220頁)。また、上海日本商工会議所前会長米里紋吉は、日支事変以来上下をあげて仇敵視して居る日本に対しては、国民の感情がまだ好転していない今日、たやすく日本との提携を図ることは…仲々困難であろうと思はれる」と中国側の事情を語っている(米里「日支経済調整の実行方法」(1935年3月)前掲『米里紋吉記念集』157-161頁)。なお、日中経済提携を含む1930年代半ばの日中経済関係については、松本俊郎「幣制改革期の日中経済関係」野沢豊編『中国の幣制改革と国際関係』東京大学出版会、1981年所収参照。また秋田朝美「1937年前半期における『日中貿易協会』と日中経済提携」『現代中国』85号)。
- 107) 上海事変の一応終了した4月7日に上海総領事館は次のような「論告」を居留民に対して行い、驕慢不遜な排外主義

的言動に注意を喚起している。

「論告」…然るに在留民中の一部無責任なる分子中には 今回の兵力使用は全く自分等従来の主張の通れるものと思惟し…徒らに戦勝気分駆られ支那人に対し驕慢不遜の言動を為すものありとのことなるが 斯ては不必要に其の反感を挑発し益々両人間人の反目を強め事態を永く改善し得ざるに至るべく深く戒愼の要あり…（前掲『日本外交文書昭和期Ⅱ』第1部第1巻、500-502頁）。

- 108) 上海事変時における各路連合会の動向については、高綱前掲書126-136頁に詳しい。また、藤田拓之「『国際都市』上海における日本人居留民の位置」『立命館言語文化研究』第21巻4号も参照。なお、居留民の排外主義的行動において重要な役割を担ったのは、後述する土着派居留民を中心とする各路連合会だけでなく、在郷軍人会や義勇団日本隊なども同様であった。そして、在郷軍人会上海支部や上海義勇団日本隊は会社派居留民を中軸とした組織となっていた。参考までに、1930年の在郷軍人会上海支部役員の構成を記すと官吏1（商務参事官室）・軍人2（陸戦隊）、教員2、在華紡28、大企業4（日本郵船・東亜製麻・精版印刷）、土着派企業15（中堅9・零細商6）、医師1、その他5（民団勤務・水先案内協会・信用組合勤務）、不明1となっている（前掲『人名録』第21版、126-127頁他）。
- 109) 以下、各路連合会の歩みは『上海日本人各路連合会の沿革と事跡』1940年、61-73頁参照。
- 110) 前掲『上海居留民団35周年記念誌』503頁。
- 111) 前掲『上海事変誌』18-38頁。
- 112) 同上、359-417頁。
- 113) 上海各路連合会『各路連合会連絡網』1936年、5頁、備考欄参照。
- 114) 石射前掲『外交官の一生』235頁、また前掲『中華全国中日実業興信録』289-290頁。なお、林は1941年1月23日、工部局の増税案を審議する共同租界納税者大会の場において、市参事会議長ケジック（英国人）に拳銃を発射し負傷を負わせる傷害事件を起こしている。林は自首し後に有罪判決を受けるが、当時各路連合会会員のなかには、「林ノ精神ヲ活カス為ニ再開拒否又ハ組織的議事妨害等主張スルモノナキニアラズ」と指摘されているように林の影響がかなり強かったことが窺える。1941年1月24日付支那派遣軍渉外部長発次官・次長宛電報（『陸支密大日記』S16-18-41）および同年1月29日付同電報（『陸支密大日記』S16-15-38）
- 115) 以下新生「不敬」事件に関しては、東亜局第一課『最近支那関係諸問題摘要（第六十八議会用）』上巻、1935年、第3章「支那新聞雑誌ノ不敬記事掲載事件」参照。また『日本外交文書 昭和期Ⅱ』第1部第4巻上、262-272頁も。
- 116) 以下『上海日々新聞』の記事に関しては、丸善DVD版『上海日々新聞』5891-8172号、2013年による。
- 117) 1935年8月25日上海武官発次官宛電報「新生事件と西村展造に関する件」陸軍『密大日記』（アジア歴史資料センター：レファランスコードC01004089900）
- 118) 松本重治『上海時代』中央公論社、1977年、254-256頁。
- 119) 1936年4月8日付天津総領事発石射総領事宛電報「要注意人西村展造赴滬ノ件」（外務省記録I.4.5.2.126）。また西村展造については、西村一生『西村展造の生涯』北斗書房、1977年、および関智英「上海市大道政府と西村展造」『近きに在りて』第52号があるが、何れも新生事件や特務機関との関係にはふれていない。ただし前者の年譜には在華紡調査課、参謀本部嘱託、上海軍特務部等を含む西村の経歴が記されている。
- 120) この時期における日本軍の対中国謀略・諜報活動の歴史研究はまだ見いだし得ていない。1920年代の諜報活動を解明しようとしたものに、明石岩雄「1920年代日本軍部の対中国『二重政策』」同『日中戦争についての歴史的考察』思文閣出版、2007年、第6章がある。
- 121) なお、上海進出日本企業の動向を知り得る資料に、上海総領事館扱の『会社登記簿』がある。この資料は、上海に本店を有する日本企業（含む合併企業）の登記記録であるが、上海本店企業に限定されるとともに、個人企業などは対象にされていないため、零細・中堅の中小小工業者を主対象とする本稿では活用しなかった。本資料については、柴田善雅『中国占領地日本企業の活動』日本経済評論社、2008年、第1章、第6章において悉皆分析を行い、上海進出日本企業の全体像解明を行っている。参照されたい。

（2015年1月20日 受稿）
（2015年1月27日 受理）